

テーマ「いじめ・ネットトラブル根絶！メッセージコンクール」

副題「民間企業との連携による優秀作品の牛乳パッケージへの掲載」

実施主体：北海道教育委員会、北海道いじめ問題対策連絡協議会
協力団体：よつ葉乳業株式会社

《取組の概要》

平成25年度から、全道の青少年から募集したいじめ・ネットトラブルの根絶にかかわるメッセージ作品のうち、ネットトラブル根絶に関する優秀作品を民間企業と連携して牛乳パッケージへ掲載し、インターネット上の有害情報による被害などから青少年を守るための社会全体の意識の醸成を図っている。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

北海道教育委員会では、児童生徒がインターネットのWEBサイトを利用して行うコミュニケーション活動において、不適切な利用によりいじめや犯罪等のトラブルに発展しないよう、学校、教育委員会及び地域が一体となって行う「北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動」を平成25年度から実施しており、学校が実施するネットパトロールとともに、民間企業等と連携したネットトラブル未然防止のための啓発活動に取り組んでいる。

この民間企業等と連携した取組の一環として、ネットトラブル未然防止を広く道民に周知するため、平成25年度からよつ葉乳業株式会社の協力により、1Lサイズの牛乳パックの広告欄にメッセージコンクールの優秀作品を掲載することとした。

2 実施スケジュール

〔平成26年度〕

- 1 企業担当者との打合せ 平成26年5月
- 2 作品募集期間 平成26年6月30日～9月4日
- 3 コンクール審査 平成26年10月
- 4 優秀作品展示会 平成26年11月
- 5 「標語」を掲載した牛乳の販売期間 平成27年1月中旬～2月中旬

〔平成25年度〕

- 1 企業担当者との打合せ 平成25年4月
- 2 作品募集期間 平成25年6月24日～9月2日
- 3 コンクール審査 平成25年10月
- 4 優秀作品展示会 平成25年11月
- 5 「標語」を掲載した牛乳の販売期間 平成26年1月中旬～2月中旬

3 事業展開

- 平成25年度は「いじめ・ネットトラブル根絶！メッセージコンクール」の「ネットトラブルの根絶部門」のポスター及び標語の優秀作品(6作品)を掲載したよつ葉乳業「北海道十勝軽やかしぼり」1Lパック150万本を平成26年1月中旬から2月中旬の約1ヶ月間、平成26年度も同様に標語の優秀作品(6作品)及び北海道ネットコミュニケーション見守り活動啓発に関するHPのQRコードを掲載した150万本を平成27年1月中旬から2月中旬の約1ヶ月間販売した。



〈平成25年度掲載の様子〉



〈平成26年度掲載の様子〉

4 事業の成果(効果)

- 牛乳パック広告欄に児童生徒の作品を掲載したことによって、北海道全体で児童生徒のネットトラブル根絶に取り組んでいることを北海道内に示すことができた。
- 身近な食品を通じた啓発活動により、児童生徒や保護者をはじめ、地域住民に対してネットトラブル根絶に対する関心を広げることができた。
- 入賞した児童生徒をはじめ、本コンクールに応募した児童生徒のネットトラブル根絶に対する意識を、さらに高める機会となった。
- 各学校においても、自校児童生徒の作成した作品を校内に掲示するなど、学校全体でネットトラブルを根絶する雰囲気高める取組が広がっている。

5 事業を成功させるためのポイント

- ネットトラブル根絶に向けて、行政や学校だけでなく、民間企業等と連携することで、多面的な啓発が可能となるため、それぞれの企業の特性に応じた連携方策を検討することが必要である。
- 民間企業等と連携する際には、企業との連携による地域へのインパクトや企業側に連携のメリットを示しながら打合せを重ねていくことが大切である。
- 民間企業等側のスケジュールに合わせて、準備や打合せを進めることが必要である。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

- 取組が一段落した時点で、連携した民間企業等と成果や課題を共有することが必要である。
- ネットトラブル根絶に関する取組と民間企業等との連携について、要項等で明確に位置付け、取組の継続・発展を図ることが重要である。
- 民間企業等との連携をさらに幅広く模索していきたい。

7 その他

- このほかの民間企業等と連携した取組として、スポーツイベントの際の啓発用ブースの設置や、啓発用ポスターの携帯ショップ、ドラッグストア等の店頭への掲示などを行っている。

8 参考資料等

参考ホームページ

北海道教育委員会学校教育局参事(生徒指導・学校安全)

・「北海道児童生徒ネットコミュニケーション見守り活動について」

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/nekko.htm>

・「いじめ・ネットトラブル根絶！メッセージコンクール」

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijimemessageconcours.htm>

テーマ「教科横断的な情報モラル教育の全体計画例と実践事例の作成・配布」

実施主体：北海道教育委員会

【取組の概要】

児童生徒が情報モラルを身に付けられるよう、各学校の実態に応じた計画に基づく実践の参考となる学校種ごとに指導時間を含めた教科横断的な全体計画例と実践事例を作成・配布した。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

情報モラルに関する指導は、これまで、中学校における「技術・家庭」や高等学校における教科「情報」で取り扱うこととなっているほか、各学校の実態に応じて「道徳」や「総合的な学習の時間」などで指導を行っているが、指導時間には差がみられる状況となっていた。そのため、モデルとなる計画例とその計画に基づく実践例を提供することで、各学校の実態やこれまでの指導の状況に応じた取組を促すこととした。

2 実施スケジュール

- 1 「全体計画例」の検討・作成 平成26年4月～6月
- 2 小学校用・中学校用「全体計画例」の発出 平成26年6月
- 3 高等学校用「全体計画例」の発出 平成26年7月
- 4 「全体計画例に係る実践事例」(以下「実践事例」)の検討・作成 平成26年6月～10月
- 5 小学校用・中学校用「実践事例」の発出 平成26年7月～8月
- 6 高等学校用「実践事例」の発出 平成26年11月

3 事業展開

- 「全体計画例」では、年間のスケジュールに合わせて教科、領域、特別活動・行事ごとに指導場を設定した計画となっている。それぞれの指導場面に「情報モラル教育実践ガイダンス」で示された情報モラル教育の目標と各学年の計画のポイントを明記している。
- 各学校に対し、児童生徒の発達の段階を踏まえた目標設定とともに、指導教科、時数を明確にした計画、各教科等の内容と関連付けた総合的・横断的な指導について、工夫改善を図ることを求めている。
- 小学校用・中学校用「全体計画例」では、「情報モラル教育実践ガイダンス」で示された情報モラル教育の目標と指導場面の関連を確認する「指導カリキュラムチェックリスト」を添付している。
- 「実践事例」では、文部科学省委託事業「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」を活用し、動画教材を用いた展開例を示している。

情報モラル教育の目標(小学校)

- 1 情報社会の倫理
- 2 法の理解と遵守
- 3 公共的なネットワーク社会の構築
- 4 情報セキュリティの確保

情報モラル教育全体計画(案)(小学校第5学年)

学期	I 期				II 期				III 期			
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	
主な学習指導要領	新課程(人文学)	深遠	運動科	科学	理科	算数	学習指導要領	音楽	体育	外国語	道徳	
教科	<p>【ここがポイントです！】 本全体計画では、小学校第5学年という発達段階を考慮し、情報モラル教育の目標の「情報社会の倫理」に重点を置いている。 各教科等においては、①倫理に関する情報や情報社会での行動に関する事項、②情報に関する自分の権利や他者の権利を尊重することなどを中心に取り組む。</p>											
領域	<p>① 倫理(1) (1)～(4) (2)～(4) (3)～(4) (4)～(4) (5)～(4) (6)～(4) (7)～(4) (8)～(4) (9)～(4) (10)～(4) (11)～(4) (12)～(4) (13)～(4) (14)～(4) (15)～(4) (16)～(4) (17)～(4) (18)～(4) (19)～(4) (20)～(4) (21)～(4) (22)～(4) (23)～(4) (24)～(4) (25)～(4) (26)～(4) (27)～(4) (28)～(4) (29)～(4) (30)～(4) (31)～(4) (32)～(4) (33)～(4) (34)～(4) (35)～(4) (36)～(4) (37)～(4) (38)～(4) (39)～(4) (40)～(4) (41)～(4) (42)～(4) (43)～(4) (44)～(4) (45)～(4) (46)～(4) (47)～(4) (48)～(4) (49)～(4) (50)～(4) (51)～(4) (52)～(4) (53)～(4) (54)～(4) (55)～(4) (56)～(4) (57)～(4) (58)～(4) (59)～(4) (60)～(4) (61)～(4) (62)～(4) (63)～(4) (64)～(4) (65)～(4) (66)～(4) (67)～(4) (68)～(4) (69)～(4) (70)～(4) (71)～(4) (72)～(4) (73)～(4) (74)～(4) (75)～(4) (76)～(4) (77)～(4) (78)～(4) (79)～(4) (80)～(4) (81)～(4) (82)～(4) (83)～(4) (84)～(4) (85)～(4) (86)～(4) (87)～(4) (88)～(4) (89)～(4) (90)～(4) (91)～(4) (92)～(4) (93)～(4) (94)～(4) (95)～(4) (96)～(4) (97)～(4) (98)～(4) (99)～(4) (100)～(4) (101)～(4) (102)～(4) (103)～(4) (104)～(4) (105)～(4) (106)～(4) (107)～(4) (108)～(4) (109)～(4) (110)～(4) (111)～(4) (112)～(4) (113)～(4) (114)～(4) (115)～(4) (116)～(4) (117)～(4) (118)～(4) (119)～(4) (120)～(4) (121)～(4) (122)～(4) (123)～(4) (124)～(4) (125)～(4) (126)～(4) (127)～(4) (128)～(4) (129)～(4) (130)～(4) (131)～(4) (132)～(4) (133)～(4) (134)～(4) (135)～(4) (136)～(4) (137)～(4) (138)～(4) (139)～(4) (140)～(4) (141)～(4) (142)～(4) (143)～(4) (144)～(4) (145)～(4) (146)～(4) (147)～(4) (148)～(4) (149)～(4) (150)～(4) (151)～(4) (152)～(4) (153)～(4) (154)～(4) (155)～(4) (156)～(4) (157)～(4) (158)～(4) (159)～(4) (160)～(4) (161)～(4) (162)～(4) (163)～(4) (164)～(4) (165)～(4) (166)～(4) (167)～(4) (168)～(4) (169)～(4) (170)～(4) (171)～(4) (172)～(4) (173)～(4) (174)～(4) (175)～(4) (176)～(4) (177)～(4) (178)～(4) (179)～(4) (180)～(4) (181)～(4) (182)～(4) (183)～(4) (184)～(4) (185)～(4) (186)～(4) (187)～(4) (188)～(4) (189)～(4) (190)～(4) (191)～(4) (192)～(4) (193)～(4) (194)～(4) (195)～(4) (196)～(4) (197)～(4) (198)～(4) (199)～(4) (200)～(4) (201)～(4) (202)～(4) (203)～(4) (204)～(4) (205)～(4) (206)～(4) (207)～(4) (208)～(4) (209)～(4) (210)～(4) (211)～(4) (212)～(4) (213)～(4) (214)～(4) (215)～(4) (216)～(4) (217)～(4) (218)～(4) (219)～(4) (220)～(4) (221)～(4) (222)～(4) (223)～(4) (224)～(4) (225)～(4) (226)～(4) (227)～(4) (228)～(4) (229)～(4) (230)～(4) (231)～(4) (232)～(4) (233)～(4) (234)～(4) (235)～(4) (236)～(4) (237)～(4) (238)～(4) (239)～(4) (240)～(4) (241)～(4) (242)～(4) (243)～(4) (244)～(4) (245)～(4) (246)～(4) (247)～(4) (248)～(4) (249)～(4) (250)～(4) (251)～(4) (252)～(4) (253)～(4) (254)～(4) (255)～(4) (256)～(4) (257)～(4) (258)～(4) (259)～(4) (260)～(4) (261)～(4) (262)～(4) (263)～(4) (264)～(4) (265)～(4) (266)～(4) (267)～(4) (268)～(4) (269)～(4) (270)～(4) (271)～(4) (272)～(4) (273)～(4) (274)～(4) (275)～(4) (276)～(4) (277)～(4) (278)～(4) (279)～(4) (280)～(4) (281)～(4) (282)～(4) (283)～(4) (284)～(4) (285)～(4) (286)～(4) (287)～(4) (288)～(4) (289)～(4) (290)～(4) (291)～(4) (292)～(4) (293)～(4) (294)～(4) (295)～(4) (296)～(4) (297)～(4) (298)～(4) (299)～(4) (300)～(4) (301)～(4) (302)～(4) (303)～(4) (304)～(4) (305)～(4) (306)～(4) (307)～(4) (308)～(4) (309)～(4) (310)～(4) (311)～(4) (312)～(4) (313)～(4) (314)～(4) (315)～(4) (316)～(4) (317)～(4) (318)～(4) (319)～(4) (320)～(4) (321)～(4) (322)～(4) (323)～(4) (324)～(4) (325)～(4) (326)～(4) (327)～(4) (328)～(4) (329)～(4) (330)～(4) (331)～(4) (332)～(4) (333)～(4) (334)～(4) (335)～(4) (336)～(4) (337)～(4) (338)～(4) (339)～(4) (340)～(4) (341)～(4) (342)～(4) (343)～(4) (344)～(4) (345)～(4) (346)～(4) (347)～(4) (348)～(4) (349)～(4) (350)～(4) (351)～(4) (352)～(4) (353)～(4) (354)～(4) (355)～(4) (356)～(4) (357)～(4) (358)～(4) (359)～(4) (360)～(4) (361)～(4) (362)～(4) (363)～(4) (364)～(4) (365)～(4) (366)～(4) (367)～(4) (368)～(4) (369)～(4) (370)～(4) (371)～(4) (372)～(4) (373)～(4) (374)～(4) (375)～(4) (376)～(4) (377)～(4) (378)～(4) (379)～(4) (380)～(4) (381)～(4) (382)～(4) (383)～(4) (384)～(4) (385)～(4) (386)～(4) (387)～(4) (388)～(4) (389)～(4) (390)～(4) (391)～(4) (392)～(4) (393)～(4) (394)～(4) (395)～(4) (396)～(4) (397)～(4) (398)～(4) (399)～(4) (400)～(4) (401)～(4) (402)～(4) (403)～(4) (404)～(4) (405)～(4) (406)～(4) (407)～(4) (408)～(4) (409)～(4) (410)～(4) (411)～(4) (412)～(4) (413)～(4) (414)～(4) (415)～(4) (416)～(4) (417)～(4) (418)～(4) (419)～(4) (420)～(4) (421)～(4) (422)～(4) (423)～(4) (424)～(4) (425)～(4) (426)～(4) (427)～(4) (428)～(4) (429)～(4) (430)～(4) (431)～(4) (432)～(4) (433)～(4) (434)～(4) (435)～(4) (436)～(4) (437)～(4) (438)～(4) (439)～(4) (440)～(4) (441)～(4) (442)～(4) (443)～(4) (444)～(4) (445)～(4) (446)～(4) (447)～(4) (448)～(4) (449)～(4) (450)～(4) (451)～(4) (452)～(4) (453)～(4) (454)～(4) (455)～(4) (456)～(4) (457)～(4) (458)～(4) (459)～(4) (460)～(4) (461)～(4) (462)～(4) (463)～(4) (464)～(4) (465)～(4) (466)～(4) (467)～(4) (468)～(4) (469)～(4) (470)～(4) (471)～(4) (472)～(4) (473)～(4) (474)～(4) (475)～(4) (476)～(4) (477)～(4) (478)～(4) (479)～(4) (480)～(4) (481)～(4) (482)～(4) (483)～(4) (484)～(4) (485)～(4) (486)～(4) (487)～(4) (488)～(4) (489)～(4) (490)～(4) (491)～(4) (492)～(4) (493)～(4) (494)～(4) (495)～(4) (496)～(4) (497)～(4) (498)～(4) (499)～(4) (500)～(4) (501)～(4) (502)～(4) (503)～(4) (504)～(4) (505)～(4) (506)～(4) (507)～(4) (508)～(4) (509)～(4) (510)～(4) (511)～(4) (512)～(4) (513)～(4) (514)～(4) (515)～(4) (516)～(4) (517)～(4) (518)～(4) (519)～(4) (520)～(4) (521)～(4) (522)～(4) (523)～(4) (524)～(4) (525)～(4) (526)～(4) (527)～(4) (528)～(4) (529)～(4) (530)～(4) (531)～(4) (532)～(4) (533)～(4) (534)～(4) (535)～(4) (536)～(4) (537)～(4) (538)～(4) (539)～(4) (540)～(4) (541)～(4) (542)～(4) (543)～(4) (544)～(4) (545)～(4) (546)～(4) (547)～(4) (548)～(4) (549)～(4) (550)～(4) (551)～(4) (552)～(4) (553)～(4) (554)～(4) (555)～(4) (556)～(4) (557)～(4) (558)～(4) (559)～(4) (560)～(4) (561)～(4) (562)～(4) (563)～(4) (564)～(4) (565)～(4) (566)～(4) (567)～(4) (568)～(4) (569)～(4) (570)～(4) (571)～(4) (572)～(4) (573)～(4) (574)～(4) (575)～(4) (576)～(4) (577)～(4) (578)～(4) (579)～(4) (580)～(4) (581)～(4) (582)～(4) (583)～(4) (584)～(4) (585)～(4) (586)～(4) (587)～(4) (588)～(4) (589)～(4) (590)～(4) (591)～(4) (592)～(4) (593)～(4) (594)～(4) (595)～(4) (596)～(4) (597)～(4) (598)～(4) (599)～(4) (600)～(4) (601)～(4) (602)～(4) (603)～(4) (604)～(4) (605)～(4) (606)～(4) (607)～(4) (608)～(4) (609)～(4) (610)～(4) (611)～(4) (612)～(4) (613)～(4) (614)～(4) (615)～(4) (616)～(4) (617)～(4) (618)～(4) (619)～(4) (620)～(4) (621)～(4) (622)～(4) (623)～(4) (624)～(4) (625)～(4) (626)～(4) (627)～(4) (628)～(4) (629)～(4) (630)～(4) (631)～(4) (632)～(4) (633)～(4) (634)～(4) (635)～(4) (636)～(4) (637)～(4) (638)～(4) (639)～(4) (640)～(4) (641)～(4) (642)～(4) (643)～(4) (644)～(4) (645)～(4) (646)～(4) (647)～(4) (648)～(4) (649)～(4) (650)～(4) (651)～(4) (652)～(4) (653)～(4) (654)～(4) (655)～(4) (656)～(4) (657)～(4) (658)～(4) (659)～(4) (660)～(4) (661)～(4) (662)～(4) (663)～(4) (664)～(4) (665)～(4) (666)～(4) (667)～(4) (668)～(4) (669)～(4) (670)～(4) (671)～(4) (672)～(4) (673)～(4) (674)～(4) (675)～(4) (676)～(4) (677)～(4) (678)～(4) (679)～(4) (680)～(4) (681)～(4) (682)～(4) (683)～(4) (684)～(4) (685)～(4) (686)～(4) (687)～(4) (688)～(4) (689)～(4) (690)～(4) (691)～(4) (692)～(4) (693)～(4) (694)～(4) (695)～(4) (696)～(4) (697)～(4) (698)～(4) (699)～(4) (700)～(4) (701)～(4) (702)～(4) (703)～(4) (704)～(4) (705)～(4) (706)～(4) (707)～(4) (708)～(4) (709)～(4) (710)～(4) (711)～(4) (712)～(4) (713)～(4) (714)～(4) (715)～(4) (716)～(4) (717)～(4) (718)～(4) (719)～(4) (720)～(4) (721)～(4) (722)～(4) (723)～(4) (724)～(4) (725)～(4) (726)～(4) (727)～(4) (728)～(4) (729)～(4) (730)～(4) (731)～(4) (732)～(4) (733)～(4) (734)～(4) (735)～(4) (736)～(4) (737)～(4) (738)～(4) (739)～(4) (740)～(4) (741)～(4) (742)～(4) (743)～(4) (744)～(4) (745)～(4) (746)～(4) (747)～(4) (748)～(4) (749)～(4) (750)～(4) (751)～(4) (752)～(4) (753)～(4) (754)～(4) (755)～(4) (756)～(4) (757)～(4) (758)～(4) (759)～(4) (760)～(4) (761)～(4) (762)～(4) (763)～(4) (764)～(4) (765)～(4) (766)～(4) (767)～(4) (768)～(4) (769)～(4) (770)～(4) (771)～(4) (772)～(4) (773)～(4) (774)～(4) (775)～(4) (776)～(4) (777)～(4) (778)～(4) (779)～(4) (780)～(4) (781)～(4) (782)～(4) (783)～(4) (784)～(4) (785)～(4) (786)～(4) (787)～(4) (788)～(4) (789)～(4) (790)～(4) (791)～(4) (792)～(4) (793)～(4) (794)～(4) (795)～(4) (796)～(4) (797)～(4) (798)～(4) (799)～(4) (800)～(4) (801)～(4) (802)～(4) (803)～(4) (804)～(4) (805)～(4) (806)～(4) (807)～(4) (808)～(4) (809)～(4) (810)～(4) (811)～(4) (812)～(4) (813)～(4) (814)～(4) (815)～(4) (816)～(4) (817)～(4) (818)～(4) (819)～(4) (820)～(4) (821)～(4) (822)～(4) (823)～(4) (824)～(4) (825)～(4) (826)～(4) (827)～(4) (828)～(4) (829)～(4) (830)～(4) (831)～(4) (832)～(4) (833)～(4) (834)～(4) (835)～(4) (836)～(4) (837)～(4) (838)～(4) (839)～(4) (840)～(4) (841)～(4) (842)～(4) (843)～(4) (844)～(4) (845)～(4) (846)～(4) (847)～(4) (848)～(4) (849)～(4) (850)～(4) (851)～(4) (852)～(4) (853)～(4) (854)～(4) (855)～(4) (856)～(4) (857)～(4) (858)～(4) (859)～(4) (860)～(4) (861)～(4) (862)～(4) (863)～(4) (864)～(4) (865)～(4) (866)～(4) (867)～(4) (868)～(4) (869)～(4) (870)～(4) (871)～(4) (872)～(4) (873)～(4) (874)～(4) (875)～(4) (876)～(4) (877)～(4) (878)～(4) (879)～(4) (880)～(4) (881)～(4) (882)～(4) (883)～(4) (884)～(4) (885)～(4) (886)～(4) (887)～(4) (888)～(4) (889)～(4) (890)～(4) (891)～(4) (892)～(4) (893)～(4) (894)～(4) (895)～(4) (896)～(4) (897)～(4) (898)～(4) (899)～(4) (900)～(4) (901)～(4) (902)～(4) (903)～(4) (904)～(4) (905)～(4) (906)～(4) (907)～(4) (908)～(4) (909)～(4) (910)～(4) (911)～(4) (912)～(4) (913)～(4) (914)～(4) (915)～(4) (916)～(4) (917)～(4) (918)～(4) (919)～(4) (920)～(4) (921)～(4) (922)～(4) (923)～(4) (924)～(4) (925)～(4) (926)～(4) (927)～(4) (928)～(4) (929)～(4) (930)～(4) (931)～(4) (932)～(4) (933)～(4) (934)～(4) (935)～(4) (936)～(4) (937)～(4) (938)～(4) (939)～(4) (940)～(4) (941)～(4) (942)～(4) (943)～(4) (944)～(4) (945)～(4) (946)～(4) (947)～(4) (948)～(4) (949)～(4) (950)～(4) (951)～(4) (952)～(4) (953)～(4) (954)～(4) (955)～(4) (956)～(4) (957)～(4) (958)～(4) (959)～(4) (960)～(4) (961)～(4) (962)～(4) (963)～(4) (964)～(4) (965)～(4) (966)～(4) (967)～(4) (968)～(4) (969)～(4) (970)～(4) (971)～(4) (972)～(4) (973)～(4) (974)～(4) (975)～(4) (976)～(4) (977)～(4) (978)～(4) (979)～(4) (980)～(4) (981)～(4) (982)～(4) (983)～(4) (984)～(4) (985)～(4) (986)～(4) (987)～(4) (988)～(4) (989)～(4) (990)～(4) (991)～(4) (992)～(4) (993)～(4) (994)～(4) (995)～(4) (996)～(4) (997)～(4) (998)～(4) (999)～(4) (1000)～(4) (1001)～(4) (1002)～(4) (1003)～(4) (1004)～(4) (1005)～(4) (1006)～(4) (1007)～(4) (1008)～(4) (1009)～(4) (1010)～(4) (1011)～(4) (1012)～(4) (1013)～(4) (1014)～(4) (1015)～(4) (1016)～(4) (1017)～(4) (1018)～(4) (1019)～(4) (1020)～(4) (1021)～(4) (1022)～(4) (1023)～(4) (1024)～(4) (1025)～(4) (1026)～(4) (1027)～(4) (1028)～(4) (1029)～(4) (1030)～(4) (1031)～(4) (1032)～(4) (1033)～(4) (1034)～(4) (1035)～(4) (1036)～(4) (1037)～(4) (1038)～(4) (1039)～(4) (1040)～(4) (1041)～(4) (1042)～(4) (1043)～(4) (1044)～(4) (1045)～(4) (1046)～(4) (1047)～(4) (1048)～(4) (1049)～(4) (1050)～(4) (1051)～(4) (1052)～(4) (1053)～(4) (1054)～(4) (1055)～(4) (1056)～(4) (1057)～(4) (1058)～(4) (1059)～(4) (1060)～(4) (1061)～(4) (1062)～(4) (1063)～(4) (1064)～(4) (1065)～(4) (1066)～(4) (1067)～(4) (1068)～(4) (1069)～(4) (1070)～(4) (1071)～(4) (1072)～(4) (1073)～(4) (1074)～(4) (1075)～(4) (1076)～(4) (1077)～(4) (1078)～(4) (1079)～(4) (1080)～(4) (1081)～(4) (1082)～(4) (1083)～(4) (1084)～(4) (1085)～(4) (1086)～(4) (1087)～(4) (1088)～(4) (1089)～(4) (1090)～(4) (1091)～(4) (1092)～(4) (1093)～(4) (1094)～(4) (1095)～(4) (1096)～(4) (1097)～(4) (1098)～(4) (1099)～(4) (1100)～(4) (1101)～(4) (1102)～(4) (1103)～(4) (1104)～(4) (1105)～(4) (1106)～(4) (1107)～(4) (1108)～(4) (1109)～(4) (1110)～(4) (1111)～(4) (1112)～(4) (1113)～(4) (1114)～(4) (1115)～(4) (1116)～(4) (1117)～(4) (1118)～(4) (1119)～(4) (1120)～(4) (1121)～(4) (1122)～(4) (1123)～(4) (1124)～(4) (1125)～(4) (1126)～(4) (1127)～(4) (1128)～(4) (1129)～(4) (1130)～(4) (1131)～(4) (1132)～(4) (1133)～(4) (1134)～(4) (1135)～(4) (1136)～(4) (1137)～(4) (1138)～(4) (1139)～(4) (1140)～(4) (1141)～(4) (1142)～(4) (1143)～(4) (1144)～(4) (1145)～(4) (1146)～(4) (1147)～(4) (1148)～(4) (1149)～(4) (1150)～(4) (1151)～(4) (1152)～(4) (1153)～(4) (1154)～(4) (1155)～(4) (1156)～(4) (1157)～(4) (1158)～(4) (1159)～(4) (1160)～(4) (1161)～(4) (1162)～(4) (1163)～(4) (1164)～(4) (1165)～(4) (1166)～(4) (1167)～(4) (1168)～(4) (1169)～(4) (1170)～(4) (1171)～(4) (1172)～(4) (1173)～(4) (1174)～(4) (1175)～(4) (1176)～(4) (1177)～(4) (1178)～(4) (1179)～(4) (1180)～(4) (1181)～(4) (1182)～(4) (1183)～(4) (1184)～(4) (1185)～(4) (1186)～(4) (1187)～(4) (1188)～(4) (1189)～(4) (1190)～(4) (</p>											

4 事業の成果(効果)

- これまで、各教科、領域等で個別に行われていた情報モラル教育を、各教科等の内容と関連付け、発達の段階に応じた計画を作成する資料を示すことができた。
- 研修講座等において、教職員が体系的な情報モラル教育の進め方について理解を深める資料を提示することができた。
- 情報モラル教育において、動画教材を用いた展開例を示すことができた。

5 事業を成功させるためのポイント

- 「情報モラル教育実践ガイダンス」で示された情報モラル教育の目標と各教科、領域等との関連付けを明確にしたことにより、体系的な計画の作成が可能となった。
- 道立教育研究所附属情報処理教育センターとの連携により、各教科、領域等の専門性を生かした「全体計画例」を作成することができた。
- 研修において、全体計画例を基にした協議・演習を設けることで、参加教員が自校の情報モラル教育を見直すことができた。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

- 各学校が情報モラル教育の必要性を理解し、児童生徒の実態に応じた計画を作成できるよう継続的な指導助言を行う。
- 研修講座等の機会に、各学校の情報モラル教育への取組状況の交流などを行い、優れた計画や実践事例を広げていく。

7 その他

- 各学校が作成する際のフォーマットとして活用できるよう、北海道内の各学校へ「全体計画例」と「実践事例」を電子データとして配布している。

8 参考資料等

参考ホームページ

・北海道教育委員会

<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/index.htm>

・北海道立教育研究所附属情報処理教育センター

<http://www.ipec.hokkaido-c.ed.jp/>

体験的な学習活動を取り入れた情報モラルの指導の取組

携帯電話、スマートフォン、タブレットPCを実際に操作しながら学ぶ情報モラル

実施主体: 岩手県立総合教育センター

協力団体: 岩手県教育委員会 岩手県立県民生活センター

《取組の概要》

岩手県立総合教育センターが実践している情報モラル教育は「体験から学ぶ」をキーワードに行われている。このことは、「情報モラルは、知識中心の指導に偏重せず、コンピュータやインターネットに触れさせながら、考え、判断し、理解させる指導をする必要があり、自分の行動がどのような結果となるか、体験を通して学ぶことに学習効果がある」という考えに基づいている。インターネット上の様々なWebサイトや掲示板などのサービスを、教室という安全な環境で疑似体験させることにより、児童生徒自身がインターネットの安全な利用方法やインターネット上での情報発信の注意点などを学ぶことを目的に教材システムを開発し、児童生徒、教職員のみならず、PTAや地域の民生委員などを対象とした研修を実施している。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

平成18年度の研究として、有害情報のページやWebコミュニケーションサイトを、限定されたネットワーク内で擬似的に再現し、教師の指導のもとで児童生徒に体験をさせることができれば、その体験を通して考え判断させ、適正な活動を行う態度を身に付けさせることができると考えた。

当初は、コンピュータ室のネットワークに接続したPCを利用して体験的な学習活動を取り入れた情報モラルの指導を行った。その後、コンピュータ室以外での実施を可能とするノートPCを有線LANで結んだ学習システムや、無線LANに対応した携帯電話を利用した学習システムを用いた指導を行い、平成25年度からは、タブレットPC、スマートフォンを利用した学習システムによる指導ができるようになった。コンピュータ室以外でも「体験から学ぶ」授業や研修会を実施できることはもとより、児童生徒が普段、インターネットを利用する環境に近い形で学習指導をすることができることは大きな意味がある。また、夕方や休日に実施される家庭教育学級（PTA行事）での研修や、学校だけではなく、法務局、公民館など地域の関係機関での研修に活用することが可能となった。



【スマートフォンとタブレットPC】

2 実施スケジュール

平成18年度	情報モラル学習教材「情報サイト」開発	研究協力校、研究協力員による授業実践
平成19年度～平成23年度	学習教材「情報サイト」を県内各学校コンピュータ室に導入、情報モラル授業、教職員研修を実施	
平成25年度	携帯電話50台及びサーバ導入	
平成26年度	スマートフォン、タブレットPC用情報モラル学習教材「スタモバA3」開発、スマートフォン50台、タブレットPC50台及びサーバ導入	

3 事業展開

年間を通じて、学校や地域の各種団体の要請を受け、タブレットPCやスマートフォンを利用した情報モラル授業、情報モラル研修を実施している。

また、センター事業費で研修者の旅費を負担し、被災地や遠隔地の教員を対象としてセンター所員が講師として開催する「移動センター研修講座」も年4～5回実施している。

小中学校では、児童生徒と保護者が一緒に学ぶ「情報モラル教室」や「家庭教育学級」での保護者向け研修の要請が増加している。

＜平成26年度まで3年間の実績＞

	小学校	中学校	高等学校	特別支援	一般その他
平成24年度	9	3	6	2	15
平成25年度	25	13	9	1	24
平成26年度	51	28	4	3	22



4 事業の成果(効果)

26年度、スマートフォンやタブレットPC等を用いた情報モラルの授業や研修会は延べ108回実施され約8,600名の教員や児童生徒等がネット社会の危険性を疑似体験している。

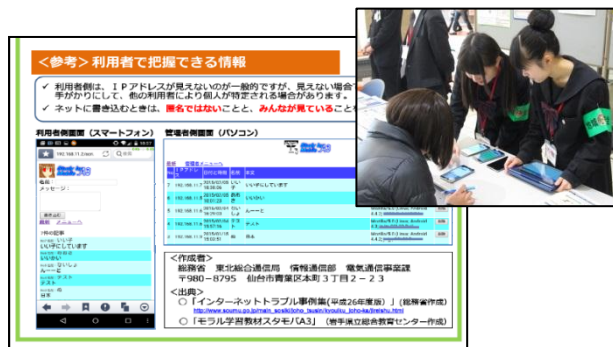
当初、児童生徒向けに開発した教材であったが、教員研修で紹介している中でアダルトサイトを介した不正請求や、通信記録・ログの保存のしくみに驚く教員も多く、指導者に対しても、ネット社会の実態を意識化させ、情報モラル教育の必要性を啓発することに役立つ教材であることがわかった。また、授業参観日の授業で指導を行ったり、家庭教育学級（PTA研修会）などで保護者自身が研修したりすることにより、学校と保護者が連携した情報モラル教育の推進にも役立っている。さらに、地域の民生委員や補導員などの研修にも活用することで学校・保護者・地域が連携した情報モラル教育の推進に役立てられている。



5 事業を成功させるためのポイント

関係機関との連携、協力が事業を成功に結びつける鍵となる。多くの授業や研修会を実施する中で、岩手県警察本部サイバー犯罪対策室や岩手県立県民生活センター、総務省東北総合通信局など、情報モラルに関する啓発活動を推進している組織、団体との情報交換を行うことは指導内容の充実のためにも非常に有効である。

平成26年度総務省東北総合通信局主催の「春のあんしんネット・新学期一斉行動」街頭キャンペーン（東北6県で開催）において、スマートフォン、タブレットPCを用いた情報モラル学習教材を活用し、県内外の多くの方々に情報モラル学習を体験してもらうなど連携に努めている。



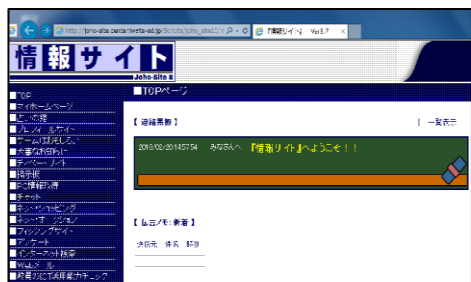
6 今後の展開(継続・発展させていくために)

これまで、情報モラルに係る授業や研修を実施し、県内の情報モラル教育の充実、推進を図ってきたが、情報モラルに関する指導を、各学校や地域において主体的、継続的に行うことができるまでには至っていないのが現状である。そこで、「体験的な学習活動を取り入れた情報モラルの指導」と併せて、学校において継続して指導ができるようにするための取組を行う。具体的には、提示用教材や配付資料、保護者向けの啓発資料等を収集、整理するとともに、SNSの利用など新たな指導内容にも対応できる教材を開発する。これら児童生徒のICT機器やインターネットの利用実態、発達段階に応じた体系的な指導に活用し、教員自らが主体的、継続的に情報モラルの指導を行うことができるように支援する。

7 その他

〈これまでに開発したPC用情報モラル学習教材の紹介〉

※詳しくは下記Webページをご覧ください。



「情報サイト」



「スタモバLAN」



「ゲーム機です」



「スタモバLAN3」

8 参考資料等

岩手県立総合教育センター情報教育Web
<http://www1.iwate-ed.jp/tantou/joho/index.html>

児童生徒のための情報モラルテキスト
<http://www1.iwate-ed.jp/tantou/joho/moral/text/index.html>

テーマ「子どもたちを守るための緊急アピール」

副題「ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安全な使用について」

実施主体：群馬県館林市教育委員会

協力団体：群馬県館林市小学校長会、館林市中学校長会

群馬県館林市小中学校PTA連合会、館林市子ども会育成団体連絡協議会

群馬県館林市青少年育成推進員連絡協議会、館林市青少年センター補導員会

《取組の概要》

本市では毎年、小学校6年生と中学校3年生の児童生徒及び保護者を対象に、子どもたちの携帯電話やスマートフォン等にかかわる実態調査を行っている。本事業は、その調査結果から明らかになった問題の解決に向けて、館林市教育委員会と関係機関とが協力して取り組んだ実践である。具体的には、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等の安全な使用を目指して、関係機関7団体による「子どもたちを守るための緊急アピール」を提案したものである。この提案を契機に、児童生徒が問題を自分のこととして考えられるようにするとともに、児童生徒の主体的な取組や問題の解決に向けた気運の醸成を図っていくものである。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

毎年、本市において、小学校6年生と中学校3年生の児童生徒及び保護者を対象に、子どもたちの携帯電話やスマートフォン等にかかわる実態調査を行っている。その調査結果から、本市の小・中学生の携帯電話やスマートフォンの所有率が年々増加する傾向にあり、中学3年生では全国平均を大きく上回っていることが分かった。さらに、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等にかかわる使用時間や交流サイトにおけるトラブルから、学習面や友人関係、生活習慣など様々な問題が起きていることも明らかになった。これらの問題の解決は、本市における喫緊の教育課題であり、具体的な方策を講じていく必要があった。

しかし、児童生徒は、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等をあらゆる機会に、あらゆる場所で使用する。また、使用する時間帯や一日の使用時間も様々である。このような実態に対して、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等の安全な使用に向けて、学校だけの指導では困難を窮め、限界もあった。

そこで、本市では子どもたちを取り巻く様々な問題の解決に向けて、大人が協力して子どもたちを守っていくことが重要であると考え、館林市教育委員会をはじめ、関係団体が協力した本事業の取組を展開することとした。

2 実施スケジュール

年	月 日	内 容
平成 26年	○ 5月 8日～ 5月20日	○「平成26年度館林市ケータイ・スマホ等実態調査」の実施
	○ 7月 4日	○「平成26年度館林市ケータイ・スマホ等実態調査」の結果報告と関係資料の活用
	○ 7月31日	○定例教育委員会で【子どもたちを守るための緊急アピール】の取組について協議

年	月 日	内 容
平成 26年	○ 8月25日	○校長会議で、問題の解決に向けた児童生徒の主体的な取組について 依頼
	○ 8月28日～ 10月 6日	○関係機関に【子どもたちを守るための緊急アピール】の取組の説明 と協力依頼
	○11月	○各学校の児童生徒の主体的な取組状況を集約
	○12月 8日	○「【子どもたちを守るための緊急アピール】ケータイ・スマホ・ ゲーム機等の安全な使用について」の通知
平成 27年	○ 1月27日	○リーフレット「情報通信の安心安全な利用のための標語」の配布
	○ 1月28日	○「子どもたちを守るための緊急アピール」の通知に伴う自校の取組 について情報交換
	○ 2月 5日～ 3月19日	○関係機関に【子どもたちを守るための緊急アピール】の通知に伴う 取組状況について経過報告
	○ 2月19日	○「館林市いじめ防止子ども会議」の開催

3 事業展開

(1) 「平成26年度館林市ケータイ・スマホ等実態調査」の実施

- 調査対象 全小学校6年生と全中学校3年生と調査対象児童生徒の保護者
【図1】
- 調査期間 平成26年5月8日～5月20日

(3) あなたは次のものを持っていますか。当てはまるものをすべて選んでマークしてください。

<input type="radio"/> 自分専用のケータイ（携帯電話）	<input type="radio"/> 自分専用のスマホ（スマートフォン）
<input type="radio"/> インターネットが使える自分専用のコンピュータやタブレット	<input type="radio"/> インターネットが使える携帯型ゲーム機
<input type="radio"/> インターネットが使える携帯型音楽プレーヤー	<input type="radio"/> どれも持っていない

(4) あなたは次のそれぞれについて、1日にどのくらい利用していますか。

	利用していない	30分以内	1時間以内	2時間以内	3時間以内	4時間以内	4時間を超える
1 ケータイ・スマホ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2 コンピュータ・タブレット	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
3 ゲーム機・音楽プレーヤー	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

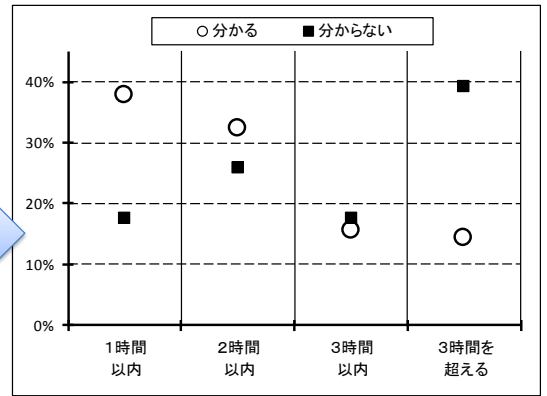
【図1 平成26年度館林市ケータイ・スマホ等実態調査用紙（児童生徒用）の一部】

(2) 「平成26年度館林市ケータイ・スマホ等実態調査」の結果報告と関係資料の活用

- 7月校長会議で調査結果の報告及び関係資料の活用について依頼
- 各学校へ送付した関係文書
 - ・「館林市全体」と「自校用」の2種類の結果を送付【図2】
 - ・「子どもケータイ・スマホ 家庭で話し合しましょう。」【図3】

2 あなたは次のそれぞれについて、1日にどのくらい利用していますか。

		勉強が…	1時間以内	2時間以内	3時間以内	3時間を超える
①	ケータイ・スマホ	分かる	37.7% ▲**	32.4%	15.6%	14.3% ▽**
		分からない	17.5% ▽**	25.8%	17.5%	39.2% ▲**



【図2 平成26年度館林市ケータイ・スマホ等実態調査結果の一部】

〔調査結果より〕

- ケータイ・スマホ等の所有率が年々増加している。
- 中学校3年生の所有率は全国を大きく上回る。
- 中学校3年生では、ケータイ・スマホの利用時間が増えると勉強が分からないと回答する生徒の割合も増加している。

保護者の皆様へ

子どものケータイ・スマホ 家庭で話し合しましょう。

館林市教育委員会

◆小・中学生にケータイ・スマホは、本当に必要でしょうか？

◆ケータイ・スマホの危険性、ご存知ですか？

被害者にも… 依存症にも… 加害者にも…

子どもにケータイ・スマホを持たせる必要がある場合は、保護者の責任として持たせてください。

子どもの悩み ケータイ・スマホ・ゲーム機等の悩み！

- メールが届いて（遅くても）返事をしないと、翌日から無視や仲間外れにされてしまう恐怖心⇒「既読無視（スルー）」から始まる仲間外れや無視などのトラブルやいじめ。
- ケータイ・スマホ・ゲーム機等の長時間の使用で学力低下。
- メールの返信や会話（タイムライン）が気になり、やめたけれどやめられない。⇒勉強に集中できない。夜更かしによる睡眠不足などの生活習慣の乱れ。

親の悩み

- 誰とケータイ・スマホで電話やメールをしているのか分からない。
- ひんばんに着メロをダウンロードしている。料金が加算されている自覚がない。

どうしても子どもにケータイ・スマホを持たせる必要があるなら…

家庭で話し合い「我が家のルール」を作りましょう！

どんな時に使う
～時間が心配～

- 食事中は使わない
- 家ではリビングで使う
- 充電器はリビングにおく
- 夜 時以降は利用しない
- 利用は1月 分まで
- 自分の部屋に持ち込まない

なんのために使う
～やりとりが心配～

- 自分の個人情報を書かない
- 悪口を書き込まない
- 迷惑メールに返信しない
- チェーンメールを転送しない
- 知らない人からメールがきたら保護者に報告する

使うための約束
～料金が心配～

- 明細で料金を確認する
- 料金が 円を超えた翌月はケータイを使用しない
- 着メロ、音楽、ゲーム等は勝手に会員登録やダウンロードしない

そして、お父さんに身に付けたい 4つの力

ルール作りのポイント

- ★危険性を子どもとともに理解し、ルール作りの必要性を伝えましょう
- ★一方的なルールにならないように、必ず子どもと話し合いながら決めましょう
- ★ルールを決めたあとは、しっかり守られているか、必ず確認しましょう

判断力 サイトは安全か、危険か判断する力

自制力 危険かも…試してみたい気持ちに負けない力

責任能力 ネット上での自分の言動に責任をもつ力

想像力 未然に危険を予想・予測する力、相手を傷つけないか考える力

【図3 「子どもケータイ・スマホ 家庭で話し合しましょう。」の一部】

(3) 関係機関に【子どもたちを守るための緊急アピール】の取組に向けて説明と協力依頼

- 7月31日「定例教育委員会」
 - ・多くの関係機関が協力して、子どもたちを守るという本事業の方向性を決める。
- 8月25日「小・中学校の校長会」で本事業の説明と次の内容を依頼
 - ・ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安全な使用に向けて、問題の解決に向けた児童生徒の主体的な取組
- 関係機関に次の日程で協力依頼
 - ・ 8月28日 「館林市子ども会育成団体連絡協議会」
 - ・ 9月18日 「館林市小中学校PTA連合会」
 - ・ 9月 5日 「館林市青少年センター補導員会」
 - ・ 10月 6日 「館林市青少年育成推進員連絡協議会」

〔関係機関への説明内容〕

- 「平成26年度館林市ケータイ・スマホ等実態調査」の結果
- ケータイ・スマホ・ゲーム機等に関する他市町村の取組を紹介
- 「【子どもたちを守るための緊急アピール】ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安全な使用について」の通知内容を説明
- 今後の取組について説明

(4) 各学校の児童生徒の主体的な取組状況を集約

- 7団体による大人の一方的な提案にならないように、各学校における児童生徒の主体的な取組状況を定期的に把握し、【子どもたちを守るための緊急アピール】の通知の時期について検討。・・・啐啄同時
※そつたくどうじ・・・絶妙なタイミングを示す表現

(5) 「【子どもたちを守るための緊急アピール】ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安全な使用について」を通知

- 平成26年12月8日に館林市立小・中学校16校に通知
- 配布文書
 - ・「【子どもたちを守るための緊急アピール】ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安全な使用について（提案）」【図4】
 - ・「子どもケータイ・スマホ 家庭で話し合しましょう。」【図3】

〔通知に際して各学校に依頼した内容〕

- 「ケータイ・スマホ等実態調査結果」や危険性、児童生徒が抱えるトラブルや悩み等を具体的に示し、児童生徒に問題提起すること。
- 児童生徒が問題の解消に向けて真剣に話し合う集団決定の場を設ける等、児童生徒の主体的な取組を促すこと。

館林市小・中学校 保護者 様

館林市教育委員会 教育長 □□ □□ 館林市小学校長会 会 長 □□ □□ □□ 館林市中学校長会 会 長 □□ □□ □□ 館林市小中学校PTA連合会 会 長 □□ □□ □□ 館林市子ども会育成団体連絡協議会 会 長 □□ □□ □□ 館林市青少年育成推進員連絡協議会 会 長 □□ □□ □□ 館林市青少年センター指導員会 会 長 □□ □□ □□	<p>【子どもたちを守るための緊急アピール】 ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安全な使用について（提案）</p> <p>寒冷の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。 さて、本市では、毎年小学校6年生と中学校3年生の児童生徒及び保護者を対象に、子どもたちの携帯電話やスマートフォン等にかかわる実態調査を行ってまいりました。調査結果から分かったことの中から特徴的な中学3年生の実態と小学生や中学生が抱えているトラブルや悩みについてお知らせするとともに、子どもたちを守るためのルールを提案します。</p> <p>【調査結果】・・・ケータイ・スマホの利用時間が増える と勉強が分からないと回答する生徒の割合も増加している ことが分かります。（中学3年生）</p> <table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td>あなたは、ケータイ・スマホを1日にどのくらい利用していますか。</td> <td>1時間以内</td> <td>2時間以内</td> <td>3時間以内</td> <td>3時間を超える</td> </tr> <tr> <td>勉強が分かる</td> <td>37.7%</td> <td>32.4%</td> <td>15.6%</td> <td>14.3%</td> </tr> <tr> <td>勉強が分からない</td> <td>17.5%</td> <td>25.8%</td> <td>17.5%</td> <td>39.2%</td> </tr> </table> <p>【トラブル・悩み】・・・ネットいじめや生活の乱れ</p> <ul style="list-style-type: none"> ● メールが届いて（夜遅くても）返事をしないと、翌日から無視や仲間外れにされてしまう恐怖心 ⇒「既読無視（スルー）」から始まる仲間外れや無視などのトラブルやいじめ ● ケータイ・スマホ・ゲーム機等の長時間の使用による学力低下 ● メールの返信や会話（タイムライン）が気になり、やめたいけどやめられない。 ⇒勉強に集中できない。夜更かしによる睡眠不足などの生活習慣の乱れ ● 誰とケータイ・スマホで電話やメールをしているの分からない。（特に親の悩み） <p>【提案】</p> <p>交流サイトをめぐるトラブルから子どもたちを守るために 館林市内の小・中学校では</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 午後9時以降・・・保護者は、ケータイ・スマホ・ゲーム機等を預かります。 □ 午後9時以降・・・児童生徒は、ケータイ・スマホ・ゲーム機等は使いません。 	あなたは、ケータイ・スマホを1日にどのくらい利用していますか。	1時間以内	2時間以内	3時間以内	3時間を超える	勉強が分かる	37.7%	32.4%	15.6%	14.3%	勉強が分からない	17.5%	25.8%	17.5%	39.2%
あなたは、ケータイ・スマホを1日にどのくらい利用していますか。	1時間以内	2時間以内	3時間以内	3時間を超える												
勉強が分かる	37.7%	32.4%	15.6%	14.3%												
勉強が分からない	17.5%	25.8%	17.5%	39.2%												

★まめ知識★ 交流サイトとは・・・

SNS（ソーシャルネットワーキングサービスの略）登録したユーザ同士が、メッセージや写真、動画等をアップロードし、相互にコミュニケーションをとることが可能なサービス。その一部分を紹介します。【「○」一般的内容 「●」問題点等】

LINE（ライン）	○アドレス帳の情報でつながる無料通話アプリ。グループを作成し交流する。 ○同様な無料通話アプリに「カカオトーク」がある。 ●メッセージを読むと「既読」と表示されるため、返信をしない「既読無視（スルー）」とトラブルの原因になる。
Facebook（フェイスブック）	○実名で登録して交流する。個人情報登録すれば誰でも無料で利用できる。 ●写真を公開したことで、インターネット上に写真が出回ったり、住所が特定されたりする可能性がある。
Twitter（ツイッター）	○投稿するスタイル（つぶやき）。ニックネーム利用が一般的。 ●イタズラや違法な写真を投稿し、大きな問題に発展した事例がある。
Mobage（モバゲー）	○仮想の世界のコミュニケーションがとれる。ゲームのサービス。 ●ゲームに夢中になりネット依存になったり、大人が子どもになりすまし出会い系被害にあったりした事例がある。
ブログ	○ウェブログ（Weblog）の略。自分の意見や感想を日記風に記す。 ●閲覧者が自由にコメントできる。批判的な書き込みが投稿される場合もある（ブログが炎上）。
掲示板	○参加者が自由に文章などを投稿し、書き込みを返していく。 ○「2ちゃんねる」が有名 ●「LINE ID交換掲示板」「学校裏サイト」など、青少年に有害な掲示板も多数存在する。（誹謗中傷・個人情報の漏洩になる場合がある）

※ 学力向上の面だけでなく、**青少年の健全育成**の面からもご協力をお願いします。

- ネット上の相手はどんな人だか分かりません。危険なサイトにアクセスしてしまう可能性があります。
- 「無料サイト」「無料ゲーム」のサイトから有料サイトに引き込まれてしまうことがあります。
- ネット依存から、ケータイ・スマホが手放せない危険性があります。
- 無料アプリの利用から個人情報盗まれることもあります。

◆ 学校と家庭と地域そして子どもたちが力を合わせ、真剣に一歩を踏み出しましょう。
◆ ご家庭でも親子で、この提案について真剣に話し合ってください。ご協力をお願いします。

【図4 「子どもたちを守るための緊急アピール」ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安全な使用について】

(6) リーフレット「情報通信の安心安全な利用のための標語」の作成

- 各小・中学校から選出された代表作品を用いて、リーフレット「情報通信の安心安全な利用のための標語」を作成。
平成27年1月27日に各学校へ配布。
【図5】

標語の作成を通して、児童生徒がケータイ・スマホ・ゲーム機等に係る問題を自分のこととして考えられるようにするとともに、児童生徒の主体的な取組や問題の解決に向けた気運の醸成を図っていく。

- 〔配布に際して、各学校に依頼した内容〕
- 中学校入学説明会や保護者会等で活用すること。
 - 児童生徒に配布する場合は、資料を基にした話し合いを家庭でもつように指導すること。
 - その他として、市内すべての公民館に掲示を依頼。



【図5 情報通信の安心安全な利用のための標語】

(7) 「子どもたちを守るための緊急アピール」の通知に伴う自校の取組について情報交換

- 平成27年1月28日「第2回小・中学生指導担当者会議」において情報交換を実施。
- 各校の取組状況を次の別紙様式にまとめて持参。

(別紙様式)

「子どもたちを守るための緊急アピール」の通知に伴う自校の取組

学校名 館林市立 学校

※「子どもたちを守るための緊急アピール」の通知に伴う、自校の取組について回答する。
〔中心の児童生徒・実施学年・取組の概要・アンケートの実施など〕

■児童生徒の取組などについて

■保護者に対する取組や啓発活動などについて

⇒児童生徒や保護者に変容などはあったでしょうか。また、その変容や実態をどのように把握しましたか。

以上のような内容について、情報提供をお願いします。

- 中心的な児童生徒 ○実施学年 ○緊急アピールの配布に伴う取組
- 変容とその把握方法 など

(8) 関係機関に【子どもたちを守るための緊急アピール】の通知に伴う取組状況について経過報告

- 関係機関に、取組状況と児童生徒の変容について経過報告を次の日程で行った。
 - ・ 2月 5日 「館林市青少年育成推進員連絡協議会」
 - ・ 2月 24日 「館林市子ども会育成団体連絡協議会」
 - ・ 2月 26日 「小・中学校長会」
 - ・ 3月 6日 「館林市青少年センター補導員会」
 - ・ 3月 19日 「館林市小中学校PTA連合会」

(9) 「館林市いじめ防止子ども会議」の開催

- 平成27年2月19日に開催。
- テーマ「考えよう、ケータイ・スマホ等のネットいじめ」
- 参加者 市内小・中学校（代表児童生徒2名）
市内小・中学校の担当教員
関係機関、保護者、教育委員会



【班別協議の様子】

〔協議の様子〕

前半は、各校のネットいじめの実態や現在学校で取り組んでいること、これから取り組みたいこと等について、持参資料を基に情報交換をした。

後半は、課題に対して、私たちにできることは何かを協議した。また、来賓（9名）や保護者も各班に入り、一緒に協議をした。

各班で話し合った内容を各学校へ持ち帰り、さらに各学校でのいじめ防止活動を発展させていくことを約束した。

4 事業の成果(効果)

【小学校】

主な取組

【児童会本部等の取組】

- 児童会本部で自分たちにできる取組について話し合った。（ルール作りとその掲示を予定）
- 児童集会等…保健委員会でゲームの悪影響について劇や説明を行った。

【学級活動】

- 「緊急アピール」を基に、学級活動で危険性や問題点、必要性について話し合った。

【標語・スローガンの作成】

- 全児童が標語を作成し、代表作品を廊下に掲示したり、全校集会で紹介したりした。

【保護者への啓発等】

- 学校公開日等の取組、懇談会の取組、各種たより、ホームページの活用など

【その他】

- 家庭学習の充実を図る中で、ノーテレビ・ノーゲームデーを積極的に取り組んだ。

【 小 学 校 】

主な 変容	<p>【家庭に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■「緊急アピール」を基に、親子で話し合い、新たなルールを決めた家庭や今までのルールを見直した家庭が多かった。 <p>【児童に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■改善 <ul style="list-style-type: none"> ○1日当たりの使用時間が減った。 ○午後9時までなど、使用時間帯を決めたり、短くしたりした。 ○使用の曜日を決めた。（日曜日だけ使用や平日だけ使用 など） ■学級等の実態 <ul style="list-style-type: none"> ○クラス全員が守れそうな決まりを作り、クラスに掲示した。（週○時間以内。午後9時以降は使わない等）
----------	--

【 中 学 校 】

主な 取組	<p>【生徒会本部等の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各学級で話し合った結果を生徒総会で発表。その意見を生徒総会の資料と生徒会新聞に掲載した。 <p>【学級活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■全校一斉に、学級活動を実施。共通の指導案・ワークシートを活用して、スマホ等に関する課題や利用について話し合った。 <p>【標語・スローガンの作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自分自身の課題を見つけ、改善の具体策を考えさせ、生活習慣の確立を目指す提言を書かせた。 <p>【保護者への啓発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■各学年生徒指導担当が「緊急アピール」をベースにパワーポイントを作成し、学年保護者会（保護者の隣に生徒が座る）で説明した。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■毎週「3減運動」の振り返りシートを活用して、自分自身の取組状況を確認し、意識の向上を図っている。
主な 変容	<p>【家庭に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■学年保護者会后、様々な保護者から感謝の言葉があった。 <p>【児童に関して】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■改善 <ul style="list-style-type: none"> ○「緊急アピール」やそれ以前の継続的な取組から、スマホ等やSNSに関するトラブルが激減している。 ■意識の高揚 <ul style="list-style-type: none"> ○生徒が主体となって、きまりやスローガンを作成し、生徒自身がそれを守ろうとしている。 ○宣言の内容・・・家族とのきまりを守ることを誓います。 ・人権を損なうような書き込みや人のプライバシーを侵害するような使い方はしません。 ・使った時間以上に勉強しますなど。

5 事業を成功させるためのポイント

- 児童生徒は、携帯電話やスマートフォン、ゲーム機等をあらゆる機会にあらゆる場所で使用する。そこで、学校と家庭、地域が児童生徒の実態と問題点を共通理解し、問題の解決に向けて共通実践していくことが重要であるとする。
- 関係機関に協力を得る際、関係機関の理事会や幹事会などに直接出向き、具体的な説明と協力依頼をした。この活動によって、すべての関係機関が実態を把握することができ、問題の解決に向けて、連携した取組を展開することができたとする。
- 大人の一方向的な通知では、本事業の取組は児童生徒に浸透しないと考える。そこで、ケータイ・スマホ・ゲーム機等にかかわる危険性や児童生徒が抱えるトラブルや悩み等について具体的に示し、児童生徒に問題提起をした。そして、児童生徒が問題の解決に向けて真剣に話し合う集団決定の場を設ける等、児童生徒の主体的な取組を促した。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

- 「子どもたちを守るための緊急アピール」の通知だけでは、ケータイ・スマホ・ゲーム機等の安全な使用に向けて、児童生徒の意識を保ち続けることは困難である。そのため、通知後に次のような取組を行った。
 - ・すべての小中学校から標語を募り、リーフレットを作成した。
 - ・各学校の取組について情報交換を行い、自校の取組に生かした。
 - ・「いじめ防止子ども会議」を開催し、児童生徒が自校の取組を発表し、問題の解決に向けて話し合った。
- これらの活動を通して、児童生徒の意識の高揚を図ってきた。今後も、問題の解決に向けて、各学校における児童生徒の主体的な取組と意識の高揚を図っていくために、意図的・計画的な取組を展開していきたいとする。
- 関係機関に協力を得るだけでなく、その後の各学校の取組と児童生徒の変容等についても経過報告を行った。そのことによって、すべての関係機関が現状を把握することができ、問題の解決に向けて、それぞれの役割を果たしながら連携した取組を展開することができているとする。今後も、定期的な情報交換の場を設け、共通理解を図りながら、児童生徒の現状に即した取組を展開していきたいとする。

「生徒自身による『スマホ安全利用私たちのルール』づくり」

実施主体：埼玉県教育委員会、県立蓮田松韻高等学校、県立宮代高等学校、
 県立松山女子高等学校 県立日高高等学校、県立芸術総合高等学校、
 県立皆野高等学校
 協力団体：デジタルアーツ株式会社、NPO法人スクールネットワークアドバイザー

《取組の概要》

県立高等学校6校を研究校に指定し、「生徒自身による『スマホ安全利用私たちのルール』づくり」を実施。

- ① 各研究校で20人から40人の代表生徒を選出し、代表生徒が話し合い活動等をとおして『わたしたちのルール』の案を作成する。
- ② ①で作成した案を各クラスに提示するなどして全校生徒から意見を集め、代表生徒がとりまとめて「わたしたちのルール」を策定する。
- ③ 外部講師によるスマートフォン等の安全利用に関する講演会を実施し、その中で代表生徒が『私たちのルール』を全校生徒に周知し、遵守を呼びかける。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

スマートフォンの普及に伴い、SNS上での不適切な投稿や他人に対する誹謗中傷などの問題が生じている。文部科学省が毎年実施している「問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の「いじめの態様」においても「パソコンや携帯電話で誹謗中傷や嫌なことをされる」の項目は平成23年度から平成24年度調査では大きく増加している。

しかし、ネットいじめを含めたネットトラブルの問題は大人からは見えにくい部分があり、教員による指導や監視だけでは解決が困難である。

この問題に対応するには、子供たちがネットいじめやネットトラブルを自分自身の問題と捉え、課題解決に向けて主体的に関わろうとする態度と自らが課題を解決していく力を養うことが必要である。

そこで、生徒自身が主体的に話し合い活動を行い、自分たちが守るべきルールを策定することとした。

2 実施スケジュール

- 4月 研究校募集
- 5月 研究校の指定
- 7月～9月 各研究校で代表生徒によるワークショップを開催
- 7月～10月 各研究校で『私たちのルール』策定
- 10月 外部講師による講演会を実施、代表生徒が『私たちのルール』を全校生徒に周知



『私たちのルール』
 全校生徒への発表(宮代高校)

3 事業展開

《各研究校での取組》

- ① 代表生徒を選出し、校内のワークショップをとおして、生徒自身が『私たちのルール』の案を作成する。その際、外部講師が生徒の疑問点に答える。
- ② 代表生徒が作成した『私たちのルール』案を全校生徒に提示し意見を集め、代表生徒が取りまとめて各学校の「私たちのルール」を策定する。
- ③ 『私たちのルール』を策定したのち、代表生徒が全校生徒に周知する。あわせて、外部講師によるスマートフォン等の安全利用に関する講演会を実施する。

《周知に関する取組》

- ① 11月4日に埼玉県が開催したいじめ撲滅を呼びかけるイベント「Stop! いじめ in SAITAMA 2014」における代表校1校による取組と成果に関する発表。
- ② 各研究校の取組について、年度内に県のHPに掲載予定。



11/4イベントでの成果発表(松山女子高校)

4 事業の成果(効果)

《各研究校で策定された『スマホ安全利用私たちのルール』(例)》

- ・SNSの利用ルールを守ろう「誰でも見ることができる」ということを忘れない。
- ・SNSでつぶやくときには3回見直す！
- ・スマホは22:00まで！
- ・常に相手のことを想って発言する。
- ・依存しすぎないように、他のことにも興味・関心を持つ。

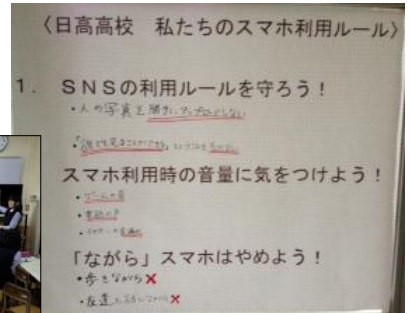
※ 各研究校、3～5つのルールを策定

《各研究校の生徒の反応等》

- ・普段話すことがない内容をみんなで話し合いながら、ルールを再確認することができた。
- ・スマホの利用についてこれまで、こんなに深く考えたことはなかったので、とても勉強になった。

《取組の成果》

- ・いずれの研究校でも、代表生徒が意欲的にワークショップで事例や意見をだし、積極的に参加していた。
- ・「大人からの押し付けでなく、全校生徒がルール策定に関わったことで生徒の意識が高められた。(研究校)」
- ・「これまではスマートフォン等を介した生徒トラブルが発生していたが、この取組以降は今のところ、同様のトラブルは発生していない。」(研究校)



私たちのルール(日高高校)



ワークショップの様子
(芸術総合高校)

5 事業を成功させるためのポイント

《生徒の主体性と問題意識の喚起》

『私たちのルール』策定に向けて、生徒自身が主体性を持って、積極的に取り組む(考える)雰囲気を作り出すことが重要である。

各校のワークショップでは、活発に意見を出す生徒が多くおり、教員や外部講師はなかなか発言できない生徒に発言のきっかけを与えたり、言い換えてまとめたりしながら、生徒の自由な発言を上手に促していた。

生徒一人一人が、「自分で考えて『私たちのルール』を策定した。」という意識を持てるような取組にしていくことで、ネットいじめやネットトラブルの防止に向けた生徒の意識の高揚が図れるものとする。



スマートフォンの安全利用に関する講演会(皆野高校)

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

今年度の取組では、研究校から以下の課題が挙げられた。

- ① 高まった意識を継続すること。
- ② 策定されたルールを継続的に見直し、生徒の実情に合った「ルール」を維持すること。
- ③ 生徒自身が作成したルールを、生徒自身に定着させること。
- ④ ネットトラブルに関する教員側の知識の増強

「生徒自身による『スマホ安全利用私たちのルール』づくり」については来年度も実施する。上記の課題について検討を進めるとともに、生徒の持っている知識や情報を教員と共有していく手立てについても研究する予定である。



ワークショップの様子(蓮田松韻高校)

7 その他

特記事項なし

8 参考資料等

取組に関する資料を年度内には埼玉県HPに掲載する予定

テーマ「子どもたちを有害アクセスから守るために」

副題「生涯学習係 出前講座を活用した取組」

実施主体：石川県珠洲市教育委員会

協力団体：石川県珠洲市PTA連合会

《取組の概要》

児童・生徒のインターネット利用実態を踏まえ、インターネットへの接続について保護者の実感をもった理解を図るため、市教育委員会生涯学習係が出前講座を設け、各学校毎保護者や児童を対象に携帯音楽プレーヤーや携帯ゲーム機器等の危険性について実演を交えて行い、「子どもたちを有害アクセスから守る」気運を高め、全市的な運動へとつなげた。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

本市では、平成22年度より年3回の携帯電話・インターネット等利用状況調査を行っている。平成24年度から携帯電話の所持率が高まり、同年度3学期からは、携帯音楽プレーヤーやゲーム機器等を利用したSNSの利用を含むインターネット利用数が急激に増えた。また、その利用に端を発したいじめも見られるようになった。児童・生徒に情報モラルを育成するために、中学校だけでなく小学校でも児童対象の講習会を開催するなど啓発活動を行ってきたが、保護者の理解と協力が欠かせない。そのため、保護者が実感をもって取り組むことができるよう、生涯学習係の出前講座を利用して保護者への啓発活動を行い、全市的な取組へと発展させた。

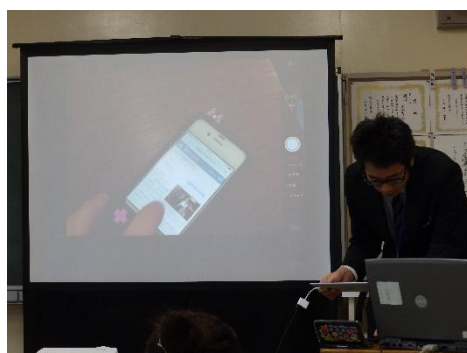
2 実施スケジュール

- ・携帯電話・インターネット等利用状況調査(平成22年度より年3回実施)
- ・各学校における児童・生徒への情報モラル指導
- ・各学校における保護者への啓発活動(生涯学習係出前講座等)
- ・「珠洲市の子どもたちを有害アクセスから守る」運動の実施(平成26年12月より実施)

3 事業展開 (出前講座)

○携帯ゲーム機、携帯音楽プレーヤーでのネット接続のほか、電話機として使えないスマートフォンからもネット接続が可能なることを実演し、あらゆる方法でネット接続できることを実感し、「情報」について深く考えることを主眼に展開した。

・小学生には、「情報発信」について、「自分のことを書き込む危険性」や「写真からどんなことが伝わるか」を段階的に考えさせた。



・中学生(ラインやフェイスブックなどのSNSを利用が増え始める)には、短文投稿による炎上の実例を示しながら、「短文の難しさ・伝わりにくさ」「いたずら気分の情報発信の先にあるもの」「情報発信者としての責任」などを伝えた。



・保護者には、「お子さんの未熟な判断が、人生を揺るがす大事につながることもあること」「制限をかけないと、日常生活で知り得ることのない特異な世界(自殺・解剖サイトなど)に簡単に踏み込めること」を伝え、保護者の姿勢と関わりのおおきさについて啓発した。



4 事業の成果(効果)

- ・インターネットへのアクセスに対する保護者の危険性認識の高まり
- ・携帯音楽プレーヤーやゲーム機器等身近な危機からネット接続できることの理解と保護者の責任についての認識の高まり
- ・市PTA、学校、行政が一体となった「珠洲市の子どもたちを有害アクセスから守る」運動の実施

5 事業を成功させるためのポイント

- ・学校が主体となった取組を充実すること
- ・保護者の理解を図るために多様な方法を工夫しながら継続して取り組むこと

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

- ・携帯電話・インターネット等利用状況調査項目に「珠洲市の子どもたちを有害アクセスから守る」運動に関する項目を加え、定期的の実態調査をし、実態に応じた活動を行うこと
- ・児童・生徒への計画的・継続的な情報モラル教育の実施
- ・保護者への啓発活動を多様な方法で継続して実施すること
- ・市PTA連合会、学校、行政が連携した取り組みの推進

7 その他

「珠洲市の子どもたちを有害アクセスから守る」運動(平成26年12月17日より実施)

- ・夜9時まで、インターネットに接続できる機器を保護者が預かる。(タブレット、PC、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器など)
- ・インターネットに接続できる機器は、フィルタリング等をかけてから利用させる。

テーマ「親子で話そう!! ケータイ・スマホルール」

副題「自分よし・相手よし・みんなよし ケータイ・スマホはルールを守って使わせたい！」

実施主体：静岡県教育委員会社会教育課、静岡県ネット安全・安心協議会
協力団体：静岡県PTA連絡協議会

《取組の概要》

『親子で話そう!! ケータイ・スマホルール』作成及び配付
対 象 県内全小学校5年生と中学校2年生の保護者
配 付 数 80,000部
配付時期 3月から5月



1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

静岡県の調査では、ネットに接続可能な家庭用ゲーム機の所持率が小学5年生で6割を超えています。我が子の持っているゲーム機がネットに接続できることを知らない保護者が多いことや、保護者の使い方を子どもが真似していること、携帯電話やスマートフォンの保持・利用層が低年齢化していることが静岡県ネット安全・安心協議会で話題となりました。

そこで、安全に、正しくインターネットを使うことができ、子どもたちがいじめや犯罪に巻き込まれたり、ネット依存状態に陥ったりすることがないよう、家庭教育の中でルールやマナーを具体的に話し合ってもらえる機会を提供したいと考えました。

保護者の手元に届き、捨てられにくい啓発リーフレットとするため、トイレや冷蔵庫などの目に付く場所に貼っておけるカレンダーの工夫を盛り込み作成しています。

2 実施スケジュール

- 4月 デザイン協力大学生の募集
- 5月 協議会にてルールの見直し、改善点の検討
- 7月 参画学生への趣旨説明・デザイン製作
- 10月 協議会にて校正・検討
- 1月 カレンダーの完成、発送準備
- 2月 「春のあんしんネット新学期一斉行動」と併せ配付



デザイン／静岡文化芸術大学デザイン学部 山本 涼介さん

*各学校は、春休み前の指導、4月の参観会、遅くとも5月PTA総会までに配付

3 期待される効果

静岡県ネット安全・安心協議会は、有識者、「安全教室」を開催している講師(県内NPO団体)、SNS事業者、携帯電話等販売事業者、警察、教育行政関係者で構成され、現在起きているトラブルや、今後を見据えて情報交換をしながらケータイ・スマホルールの作成にあたっています。

保護者が携帯電話等を買うと与える目的は、防犯や連絡手段のツールであることに対し、子どもはSNSを活用することやゲームに夢中になってしまう傾向があるため、各家庭内で最低限話し合ってもらいたい内容を、「6つのルール」に絞り、わかりやすい例をあげてまとめました。

具体的に話し合う材料を提供できたことで、曖昧な約束にとどめず、守れなかったときはどうするかを含めて宣言できます。親子で話し合っただけのルールは継続できると期待します。時々守ることができているか、親子の意思確認に活用してほしいと思います。

4 ルールの一例紹介



ルール3 「ケータイ・スマホに依存した生活をしない」

ケータイ、スマホ、ゲームなどをやった時間を追ってみよう。使いすぎではありませんか？

	7時	8時	9時	10時	11時	12時	1時	2時	3時	4時	5時	6時	7時	8時	9時	10時
ある平日																
ある休日																


□守れた □少し守れた □守れなかった

**ケータイなどの利用は
使う時間を決めておこう！**

★すぐに返事ができない事は友達に伝えておこう！

ケータイ
スマホは  時まで

夜

ゲームは  分まで

1日

ワンクッション、おしこめて決めたい時間を定めておこう！

5 事業を成功させるためのポイント

(1) 連携と協働

県PTA連絡協議会より、使い方や使用時間の目安が示されました。県教育委員会は、PTAの活動に賛同しながら、カレンダーにコメントを掲載し、家庭でのルール作りを保護者に呼びかけています。

また、官民協働事業として、「小中学校ネット安全・安心講座」を開催しています。その中でも『親子で話そう!!ケータイ・スマホルール』を紹介し、各家庭で活用してもらおう働きかけをしています。



(2) ルールの精選と「親子で話し合って決める」ことを推奨

現状のトラブル事例から対策やルールを伝えることは大切ですが、新たなトラブル事例が次々に発生します。

子どもたちを被害者にも加害者にもさせないため、最も基本となるルールを精選し、実態に応じて見直しをしていくことが必要です。

使う目的をきちんと話し合ってもらいたいので、ルールは一方向的に大人が決めるのではなく、子どもと「話し合って決める」ことを推奨しています。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

平成27年度から、『ふじのくに「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座』を開催します。

保護者を対象に、「家庭で話し合ってルールを作る大切さ」を伝える講習会を開催できる人材育成により、保護者会等の様々な場面で、『親子で話そう!!ケータイ・スマホルール』を保護者に周知していきます。

7 参考資料等

静岡県教育委員会 社会教育課ホームページ内

<http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-080/tyuugakuseitotomoni/ke-taisumaho.html>

検索ワード「静岡スマホルール」

テーマ「インターネットの危険性・依存性から子どもたちを守るために」

副題「携帯電話・スマートフォン・ソーシャルメディア等の適切な使い方」

実施主体：京都市教育委員会

《取組の概要》

1 携帯電話市民インストラクターによる啓発活動

携帯電話やスマートフォン、ソーシャルメディアを含むインターネットの『危険性』や『依存性』について、市民目線で保護者に啓発する「携帯電話市民インストラクター」を養成し、各学校・幼稚園等での啓発講座の実施等、地域に根差した草の根的な啓発活動を展開している。

2 子どもと大人が自ら考え、解決策を探るワークショッププログラム

インターネット利用に伴う問題を予防・解決するため、子どもが主体的に保護者と共に課題を共有して自ら解決策を探るとともに、保護者の課題意識向上にもつながるプログラム(授業モデル)を作成している。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

京都市では、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くために、市民共通の行動規範として「子どもを共に育む京都市民憲章(愛称:京都市はぐくみ憲章)」(以下、「憲章」)を平成19年2月に制定し、実践行動の輪を広げている。「インターネット・携帯電話の弊害」については、憲章制定時から子どもの命を脅かす緊急の課題として掲げられ、その課題解決に向けて、「携帯電話市民インストラクターによる啓発活動」をはじめとする様々な取組を進めてきた。

平成26年度憲章の「行動指針」の重点行動の1つに、「ソーシャルメディアの利用に潜む危険性から子どもを守ります！」を掲げている。

＜京都市はぐくみ憲章 行動理念＞

わたしたちは、

- － 子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。
- － 子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。
- － 子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。
- － 子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。
- － 子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。
- － 子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。



2 事業展開

1 携帯電話市民インストラクターによる啓発活動

PTAや子育て支援活動に携わっている方を「携帯電話市民インストラクター」として養成し、学校・幼稚園や児童館、少年補導委員会等において「ケータイ講座」進行役として、保護者・市民に最新情報を提供し、その情報をもとに、保護者と共に考える啓発講座を実施している。

＜主な啓発内容＞

- ◆子どもを取り巻くインターネット環境の現状やフィルタリングの必要性
- ◆家庭でのルールづくりの重要性
- ◆親子のコミュニケーションの重要性



2 子どもと大人が自ら考え、解決策を探るワークショッププログラム

子どもたち自身が、ソーシャルメディア(インターネット)の利用に伴う危険性・依存状態について知り、その不適切利用を予防・解決するため、子どもが保護者と共に課題を共有して自ら解決策を探る。そうすることで、適切な利用法を子どもたちが主体的に身につけるとともに、保護者の課題意識の向上にもつながるようなプログラムを作成し、現在試行実施している。

プログラムの一例

	所要時間	主な内容
アンケート	事前実施	所持率、使用率、課題に対する意識
問題提起	20分	インターネット環境、問題について情報提供
熟議	30～60分	インターネット利用の実態や課題、対策について子どもたちが少人数で協議(状況に応じてPTAや地域の大人が進行役として参加)
発表 まとめ	10分	熟議の内容を発表



3 事業の成果(効果)

1 携帯電話市民インストラクターによる啓発活動

講座終了後のアンケートでは、

- ◆まずは大人が、携帯電話やスマートフォンの知識や適切な使い方を身に付け、子どもの見本となることが大切だと感じた
- ◆親子でしっかり話し合っ、約束事を決めたいとスマートフォンを与えようと思う
- ◆親子の日々のコミュニケーションの大切さが分かった。家族みんなで使い方について話し合おうと思う」等の記載が見られるうえ、約95%の参加者が、「参加して良かった」と回答している。

2 子どもと大人が自ら考え、解決策を探るワークショッププログラム

試行実施後の子どもたちのアンケートでは、

- ◆今まで何気なく使っていた携帯電話について深く考えることができた
 - ◆友達の意見を聞いて、自分では気付きにくい問題点を知ることができて良かった
- 等、自分自身の問題としての記載が見られる。

4 今後の展開(継続・発展させていくために)

「携帯電話市民インストラクター」からの情報提供だけでなく、自分自身の問題として考える仕組みづくりとして、平成27年度中にプログラムを作成し、平成28年度から、各学校での本格実施を目指す。プログラムを有効なものとして実施できるよう、問題提起を担うインストラクターの新規養成及び資質向上や、最新情報・資料の提供等、サポートの充実を図る。

5 その他

京都市「子どもの『インターネット』利用に関する連絡会議」(平成19年度～)

PTA・学校・市民団体・行政機関に携帯電話事業者・SNS事業者・ゲーム事業者も参画し、子どものインターネット利用のあり方について検討するとともに、子どもたちの命を守り、子どもたちを健やかで心豊かに育むための社会環境の構築に向けた取組を社会全体で推進する。

ケータイ教室(平成19年度～)

携帯電話事業者との連携により、児童生徒向けに、携帯電話・インターネットの危険性等を伝える授業を実施している。

学校非公式サイト等のネット監視システム(平成22年度～)

インターネット上の誹謗中傷や個人情報の書込みを早期発見・解決するため、京都府教育委員会と連携し、ネット上の書込みの監視を実施している。

ノーテレビ・ノーゲーム・ノーケータイデー(平成20年度～)

京都市PTA連絡協議会が毎月16日を「ノーテレビ・ノーゲーム・ノーケータイデー」に設定し、電子メディアへの長時間の接触など、大人を含む生活習慣の見直しや、家族のふれあいについて改めて認識を深める取組を進めている。

テーマ「ネットトラブルから子どもを守る協働会議」

実施主体：兵庫県教育委員会

協力団体：兵庫県健康福祉部こども局青少年課 兵庫県警察 神戸市教育委員会
兵庫県私学総連合会 兵庫県立大学 NTT西日本(株)

《取組の概要》

- (1) 県教育委員会、県警、県立大学、各関係機関、民間企業が連携を密にして情報モラル向上を図る
- (2) 喫緊の課題に関する情報共有と各機関で行う取組での連携と協働
- (3) ネットトラブルに対するこれまでの取組内容及び方法の成果と課題についての協議
- (4) ネットトラブルに関する教材の作成と効果的な活用についての協議
- (5) 教員の情報モラル指導力の向上及び効果的な研修方法についての協議

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

スマートフォンやSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)等の情報手段が急速に普及する中で、インターネット上のトラブルから児童生徒を守るため、教育委員会と県警及び関係機関等による連携体制の強化・充実を図るとともに、情報モラル教材の開発及び研修方法等の検討等、教職員の情報モラル指導力の向上を図る。

【課題】

- ・児童生徒のスマートフォン等によるインターネット利用については、学校での指導や県警の防犯教室(年間約600ヶ所)を実施しているが、依然、SNS利用による対人関係の悪化や悪ふざけ投稿(いわゆるバカッター問題)等のネットトラブルが起きている。また、スマートフォン等の長時間の使用によるネット依存の傾向等の問題も起きている。
- ・契約者である保護者が子どものインターネットの利用状況や危険性を把握仕切れていない。
- ・スマートフォン等の利用実態を把握し、インターネット上での危険性を正しく理解させる等、学校・家庭・地域が連携して、児童生徒に適切に指導する必要がある。

2 実施スケジュール

- 平成26年 6月23日(月) 作業部会
- 平成26年 7月 1日(火) 第1回協働会議
- 平成26年 7月30日(水) 作業部会
- 平成26年12月16日(火) 作業部会
- 平成27年 2月10日(火) 第2回協働会議

3 事業展開

- (1) ネットトラブルから子どもを守る協働会議の設置
 - ・ネット利用に伴う危険やネットトラブルを未然に防止に向けた情報共有
 - ・児童生徒の情報モラルを高める取組の協議
- (2) 構成員相互が活用できる教材等の開発
 - ・教材リンク集の開設
 - ・校内研修用パッケージの作成
 - ・動画教材の開発
- (3) 連携による講師派遣及び資料提供
 - ・地区別情報教育研修会の実施と県警、大学からの講師派遣
 - ・県警サイバー犯罪対策課による防犯教室との連携



(ネットトラブル防止啓発動画)

4 事業の成果(効果)

(1)教材リンク集の開設

文科省、総務省、警察庁、県警、各関係機関が作成した資料や教材等を、県教育委員会のホームページから閲覧できるように、各団体に許諾を得た上でリンク集を開設し、研修等で活用を促した。

(2)教材の作成

協働会議の作業部会において出された子どもを守るためのキーワードをもとに、「フィルタリングの徹底」、「消える記憶と消せないキロク」、「SNSの利用について」を作成し、校内研修等での活用を促した。

(3)ネットモラル向上の「主体的な取組」の紹介

県下で実施されている「ネットモラル向上の主体的な取組」を、県教育委員会のホームページ上で紹介し、今後の各地域や各学校での取組の参考となっている。

(4)動画の作成

県立大学生と警察官の座談会形式で、スマートフォンやアプリの利用に伴う危険性等を伝える動画を作成して県の教育用サーバ上に提示し、全市町で閲覧が可能となる予定である。

5 事業を成功させるためのポイント

(1) 関係機関と綿密に連携を図る(官、民、学の協働体制)

子ども達をネットトラブルから守る(未然防止)という目的のもと、各機関で実施している事業や取組について情報共有し、イベントや研修会の講師派遣、資料提供など積極的に相互に協力し事業の内容を充実させ、連携を図ってきたこと。

(2) 児童生徒の「主体的なルールづくり」につなげる

児童生徒のネット利用の実態を把握するにあたっては、児童生徒自身がアンケートの作成に関わって調査を行うこと。また、普段の生活を振り返りながら調査結果を分析し、よりよいネット利用に向けて、教員や保護者の指導だけでなく、児童生徒が主体的に話し合っただけでなく、児童生徒が主体的に話し合っただけでなく、ルールを家庭・地域等にも示し、児童生徒の主体的な取組で、情報モラルの向上が図れるようにしてきたこと。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

(1) ALLひょうごでの取組をより一層進める

協働会議を機会に、各関係機関との連携が密になり協力体制が整ってきたので、ネットトラブルから子どもを守る取組をALLひょうごで一層進めていく。

(2) 作成した教材の活用

県下に配置された情報教育専門推進員を中心に、地区別情報教育研修会で教材を活用し、各校の担当教員の指導力を高め、校内研修の充実につなげる。

(3) 先進的で効果的な取組の啓発

学校・家庭・地域等へホームページや研修会、イベント等を通じて紹介し、県下で「ネットモラル向上の主体的な取組」が広がるように、各種広報活動を積極的に活用する。

7 参考資料等【兵庫県教育委員会HP】

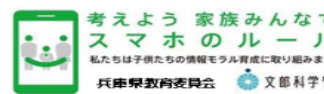
(1) ネットトラブルから子どもを守る教材リンク集

【URL】<http://www.hyogo-c.ed.jp/~board-bo/>

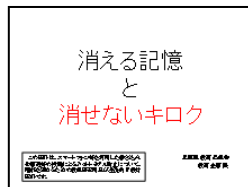
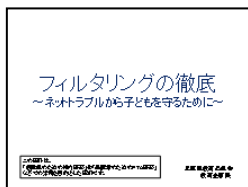


(2) ネットモラル向上の「主体的な取組」が推進されています！

【URL】<http://www.hyogo-c.ed.jp/~board-bo/>



(3) ネットトラブル等校内研修用パッケージ 【URL】<http://www.hyogo-c.ed.jp/~somu-bo/index.html>



電子メディアに関する講習会「ケータイ出前講座」の開催

実施主体：広島県広島市教育委員会
 協力団体：広島県広島市電子メディア協議会

《取組の概要》

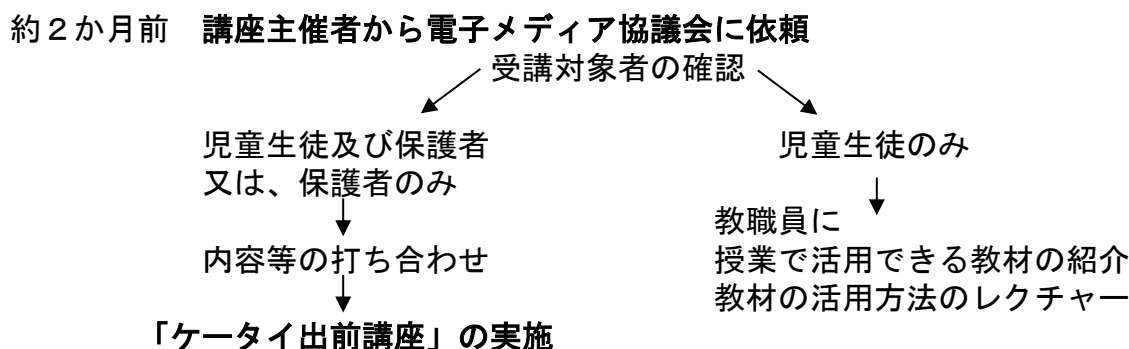
小・中学校やそのPTA、地域の各種団体等からの要望で、電子メディア協議会から派遣された電子メディア・インストラクターが、保護者や教職員、児童生徒などを対象に、子供たちのネット遊びの現状やインターネットのメディア特性と危険性、保護者の果たす役割と期待などの内容で講習会を実施する。

1 本事業に取り組んだ理由(課題を含めて)

急速な情報化の進展は、子どもを取り巻く環境を大きく変化させ、電子メディアの長時間の視聴により基本的な生活習慣の形成への阻害をもたらしたり、インターネットを介して犯罪に巻き込まれるきっかけとなったりするなど大きな問題を生み出しており、携帯電話やテレビなどの電子メディアと子どもたちとの健全なかかわり方が重要な課題となっている。

このため、本市では「青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」を制定し、条例の目的を達成するために、青少年、保護者等、事業者及び市民に対し、青少年と電子メディアとの健全な関係づくりのための知識の普及、情報の提供、学習の機会の提供、その他啓発活動を推進することとした。

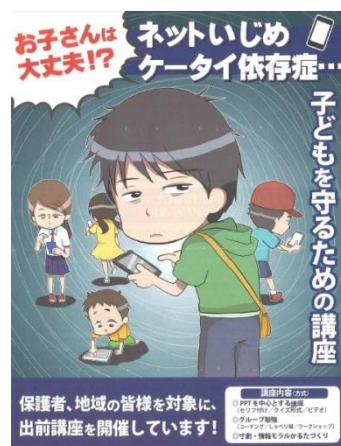
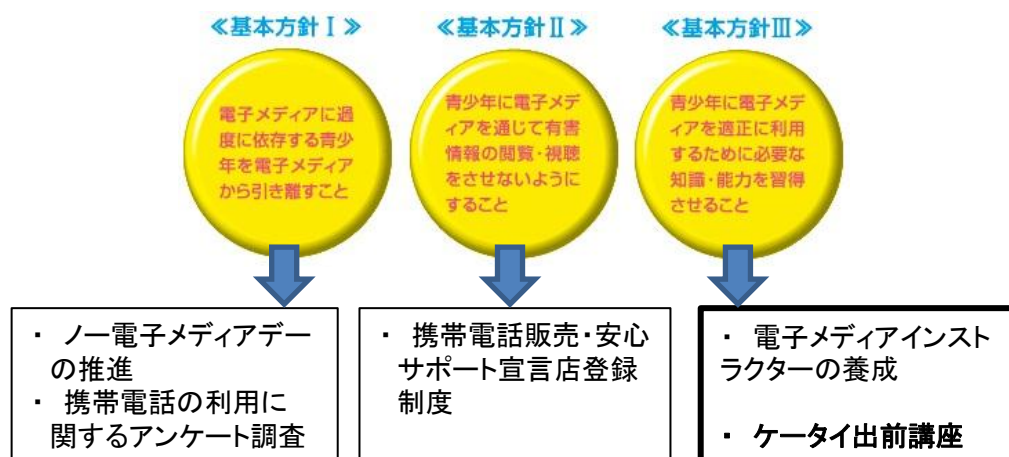
2 実施スケジュール



3 事業展開

「広島市青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」(平成20年3月制定)

条例に示されている3つの取組の基本方針に沿って事業を実施



4 事業の成果

「ケータイ出前講座」参加者の感想

- ・無料ゲームサイトの登場により新しい落とし穴ができたということ、初めて知ることができました。
- ・ジュニア携帯のため、「持たせっ切り」になっていることに、気付かされました。
- ・私はケータイでメールやテレビ、ゲームなどいろいろできるから早く欲しくてたまりませんでした。けど、家にあるテレビやゲーム、電話で十分だと思いました。（小学生）

○「ケータイ出前講座」開催回数・参加人数

H21年度（2009年度）	30回	2,532名
H22年度（2010年度）	48回	3,285名
H23年度（2011年度）	48回	9,092名
H24年度（2012年度）	33回	5,885名
H25年度（2013年度）	92回	13,208名

○電子メディア・インストラクター認定者数

H20年度（2008年度）	合計	11名
H21年度（2009年度）	合計	24名
H22年度（2010年度）	合計	51名
H23年度（2011年度）	合計	63名
H24年度（2012年度）	合計	96名
H25年度（2013年度）	合計	121名

「ケータイ出前講座」は平成21年度から開催しており、開催回数・参加人数が大きく増加している。講座に派遣する「電子メディア・インストラクター」の認定者数も年々増加し、学校やPTA、地域の各種団体に認知されつつある。



5 事業を成功させるためのポイント

- ・電子メディア・インストラクターが、保護者などを中心に構成されていること。
- ・「ケータイ出前講座」への派遣が、当該学区(中学校区単位)あるいは同区内のインストラクターを原則としていること。

これらのことから、保護者、地域の力を学校の取組で活用することができ、学校間の連携やPTA協議会等を通じて活動が広まる。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

電子メディアの世界は日進月歩で、新しい情報は止めどなく溢れ出ている。とりわけ、スマートフォン等の新たなインターネット接続端末の危険性等、常に新しい情報を取り入れながら、今後も、講座主催者との意見交換を重ね、参加者の年齢層や立場なども考慮して、パワーポイントを使った説明型の講習会から、親子の絆をつくる「コーチング」や徹底的にしゃべり合う「しゃべり場」などの受講者参加型の内容を増やしながら進めていく。



7 参考資料等

広島市電子メディア協議会 | facebook
<https://ja-jp.facebook.com/hiroshima.denme>

事業名「いじめ防止サミット in 北九州」

テーマ「いじめを生まない携帯電話やスマートフォンの使い方やルールについて」

実施主体：福岡県北九州市教育委員会

《取組の概要》

- 北九州市では、9月をいじめ撲滅強化月間としており、「いじめ撲滅」に向けて取り組む全市共通のテーマを、8月の当サミットにおいて、市内国公立全小・中学校（194校）代表児童生徒による話し合いにより決定する。決定した内容については、代表児童生徒がそれぞれの学校にもち帰り、内容を各校の児童生徒に伝えることで、「いじめ撲滅」に向けて、市内児童生徒が一つになった取組を進めている。

1 本事業に取り組んだ理由（課題を含めて）

- いじめの問題に対して、北九州市では、平成18年より毎年サミット、フォーラムを開催するなど、継続して取り組んできた。平成23年の大津いじめ事件を受け、平成25年に市内全小中学校代表児童生徒参加によるサミットを開催した。近年、インターネット上での誹謗中傷などのいじめの問題は、全国的に後を絶たず、本市においてもより一層指導の充実を図る必要がある。そこで、ネットいじめをはじめとする全てのいじめをなくすため、本市では市内全ての学校が同じ目的意識をもって、子どもたちが主体的にいじめの問題について考え、いじめ撲滅への意識の高揚を図ることを目的として、本事業を開催している。本年度は、携帯電話やスマートフォンなどの使用によるネットトラブルを協議の柱として、本事業に取り組んだ。

2 実施スケジュール

- 第1回実行委員会（4月23日）
- 第2回実行委員会（5月14日）
- 第3回実行委員会（7月25日）
- いじめ防止サミット in 北九州（8月11日・12日）
 - ・1日目 グループ会議、全体検討会
 - ・2日目 全体会議（各グループからの発表・いじめ撲滅スローガンの発表）



【グループ会議の報告】

3 事業展開

- 8月11日（1日目）
 - ・ 今年度は、サミットに市立130校の小学校と62校の中学校、福岡教育大学附属小倉小・中学校から各3名ずつ、約600名の児童生徒が参加。
 - ・ 小学校19グループ、中学校9グループに分かれて「昨年度のいじめ撲滅の取組を振り返り、今年度どのようにつなげていくか」、ケータイ・スマホ夜10時オフ等の「いじめを生まない携帯電話やスマートフォンの使い方やルール」について小集団での協議。
 - ・ その後の全体検討会で、各グループの代表者がグループ会議の結果を発表し、コーディネーターが全グループの意見を集約して今年度の取組を提案し、全会一致で採択。
- 8月12日（2日目）
 - ・ 代表児童生徒、教員、保護者など約1500名の参加と、文部科学副大臣他、多くの来賓を迎え、全体会議を開催。
 - ・ いじめの問題について、特色ある取組をしている小学校、中学校の実践発表と特別支援学校の取組、さらに福岡市のいじめ撲滅の取組を紹介。
 - ・ 「いじめ撲滅スローガン」「いじめ撲滅宣言」と「いじめを生まない携帯電話やスマートフォンの使い方やルール」を会場全体で唱和し、いじめ撲滅に向けて北九州市全体で取り組むことを宣誓。

4 事業の成果(効果)

(採択された今年度の取組)

①昨年度の取組を継続する。

- いじめ撲滅スローガン「なくそういじめ！ふやそう笑顔！」
- いじめ撲滅宣言
 - ・ 私たちは、自分やみんなの心と体を気にかけて大切にします。
 - ・ 私たちは、あなたの悲しみを自分の悲しみとして受け止めます。
 - ・ 私たちは、いじめを許さず、仲間と一緒に考えます。
 - ・ 私たちは、自分ができることから実行し、いじめのない北九州市をめざします。
- クローバーキャンペーン
 - ・ いじめをしない意思を示すためのシール、全児童生徒に配布
- いじめ撲滅啓発ポスターの作成



【クローバーシール】



【啓発ポスター】

②いじめを生まない携帯電話やスマートフォンの使い方やルールについて

- ・ ケータイ・スマホ 夜10時オフ
- ・ 相手を傷つけることは使わない
- ・ 困ったときは大人に相談する

成果としては、携帯電話の使用時間やメール文への配慮、困ったときの対応といった、いじめの問題だけではないネットトラブル・ネット依存に対する児童生徒の意識を高めることにつながった。

5 事業を成功させるためのポイント

○ 実行委員会による企画・運営

- ・ サミットの開催においては、子どもたちが主体的にいじめの問題を考えることが重要である。

そのために、市立小中学校の各区代表児童生徒14名の実行委員を選出して、会議の中で話合いの柱を考えたり、サミットの中での役割を確認したりする会議を開催した。

- ① 第1回実行委員会 昨年度のいじめ防止サミットの振り返り
- ② 第2回実行委員会 サミットにおける協議内容の決定と各校への周知
- ③ 第3回実行委員会 サミット当日の仕事の内容の確認と分担

○ 広報活動

- ・ 9月の始業式に、校長が全校児童生徒にサミットの報告を行った。また、サミットに参加した代表児童生徒も集会行事等でサミットの報告を行った。
- ・ サミットを編集したDVDを全校配付し、児童生徒だけでなく、保護者、地域の関係者への広報を推進した。



【実行委員会での話し合いの様子】

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

- ネットいじめ等のインターネット上のトラブルは、年々、増加している。今後も社会の情勢や児童生徒の実態に応じた課題を設定していくことが重要である。
- サミットで採択した取組を実効性のあるものにするためには、各学校における積極的な取組を進めることが大切である。「いじめ撲滅宣言」を児童生徒及び保護者に周知して取組を定着させる。
- 本事業を推進していくためには、学校・保護者・地域が一体となって進めていくことが効果的である。北九州市PTA協議会等の関係機関との連携を図りながら、継続・発展させていく。

7 その他

(参観者からの感想)

- 子どもたちの一生懸命な姿に感心した。大人が決めたことをするのではなく、実行委員で方向性を確認し、各学校で話し合ってもらい、それぞれの意見を持ち寄って考えていた。子どもたちが主体的に取り組んでいたところがよかった。
- 子どもたちから相談されるような、信頼される大人にならないといけないなと感じた。
- 文字だけでは、思いが伝わらない。直接会って話をすると聞いていた小学生がすばらしいと思った。

8 参考資料等

- ・ 北九州市教育委員会ホームページ
(<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kyouiku>)

事業名「ネット問題対策事業委員会」

～大学生ネット指導者とともに、児童生徒が主体的にネット利用を考える検証授業～

実施主体：鹿児島県教育委員会

協力機関：鹿児島県PTA連合会、鹿児島大学教育学部、鹿児島市教育委員会、NPO法人ネットポリス鹿児島、薩摩川内市立隈之城小学校、鹿児島市立鴨池中学校、鹿児島県立明桜館高等学校

《取組の概要》

市町村教育委員会や各学校、関係機関との連携を図り、ネット依存傾向やネットトラブルなどの未然防止、早期解決、情報モラル育成のための調査・研究をもとに、大学生を対象にネットトラブル等に対応できる指導者として児童生徒が主体的にネット利用を考えるプログラムを作成し、検証授業を行う。

1 本事業に取り組んだ理由

鹿児島県教委では、例年実施している「インターネット利用等に関する調査」に加え、平成26年度は新たに「インターネットの長時間利用に関する緊急調査」を行った。

それらの調査結果から、スマートフォンの所持率は全校種で増加しており、インターネット利用に関し、「長時間利用している」、「睡眠不足になった」、「携帯電話を手放せない」などと回答した児童生徒は、小学校14.3パーセント、中学校36.6パーセント、高等学校54.7パーセントとなっており、児童生徒のインターネット利用について家庭内ルールやフィルタリングの設定を一層推進するとともに、インターネットの利用に関するルール等について、児童生徒が主体的に考える機会が必要であると考えた。

2 実施スケジュール

- ・「ネット問題対策委員会」(全3回)
 - 第1回：平成26年11月27日
 - 第2回：平成26年12月15日
 - 第3回：平成27年2月10日
- ・「検証授業」
 - 小学校：薩摩川内市立隈之城小学校6年(平成27年2月20日)
 - 中学校：鹿児島市立鴨池中学校1年(平成27年2月13日)
 - 高等学校：鹿児島県立明桜館高等学校1年(平成27年2月16日)
- ・委員：学校代表、保護者代表、医師、指導主事等、大学生ネット指導者(教員を希望する県内の大学生)
- ・授業者：各校教諭及び大学生ネット指導者(各学校へは大学生3～4人を派遣)

3 事業展開

【第1回ネット問題対策委員会】

- ・ 児童生徒のネット上のトラブルの実態について
- ・ ネット上のトラブルへの対処について
- ・ 派遣プログラム(学習指導案)の検討

【第2回ネット問題対策委員会】

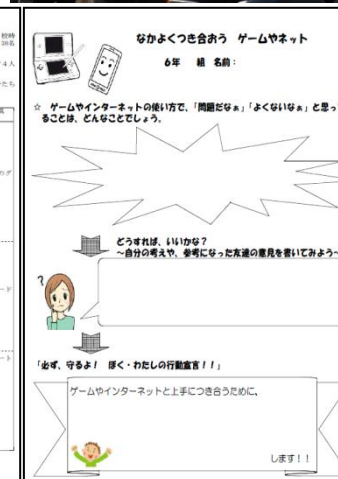
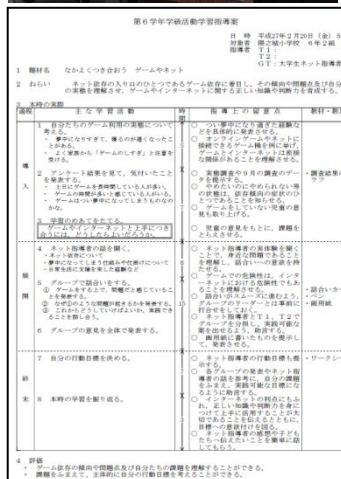
- ・ 講演「ネット依存に関する問題」(心療内科医)
- ・ 児童生徒への指導について
- ・ 派遣プログラム(学習指導案)の作成

【第3回ネット問題対策委員会】

- ・ 派遣プログラムの作成
- ・ 検証授業に係る指導内容の確認及び模擬授業

【検証授業】

- ・ 小学校6年「なかよくつき合おう ゲームやネット」
- ・ 中学校1年「インターネットの利用について考えよう」
- ・ 高等学校1年「ネットコミュニケーションについて考える」



4 事業の成果(効果)

児童生徒にネット依存等の問題を効果的に訴えるため、大学生を小・中・高校に派遣し、話し合い活動に大学生も加わり、体験談や使い方の助言を行うことで、児童生徒が自分たちでルールを作るなどの成果がみられた。大学生は児童生徒にとって年齢的に近いこともあり、本音の意見を引き出すことができた。また、インターネット等の問題が身近かな問題として児童生徒の自覚化を促すことができた。

【児童生徒が提案したルール】

○ 小学校

「ゲームの時間を決める。寝る時間を決める。外で友だちと遊ぶ時間を大切にする。」など各自の利用の仕方をふり返り、各自の行動宣言を考えて発表することができた。

○ 中学校

「充電器を保護者に預けて、充電は週に2回とする」

児童生徒の話し合い活動で学級のルールを決定し、今後も定期的に取り組状況を確認することを話し合った。

○ 高校生

「大事なことはネットに書かない。直接的コミュニケーションを大切にする。自分勝手にならない。」などトラブルの未然防止のために心がけることを具体的に考え、協議することができた。



5 事業を成功させるためのポイント

県PTA連合会との共催で、教職員や保護者を対象にした「ネット問題対策研修会」を開催し、家庭内ルールの必要性やフィルタリングの具体的な設定方法の周知を図るとともに、各学校における取組を促した。

大学生ネット指導者について、大学の授業との関係上、ネット問題対策委員会における研修や指導案作成に、毎回参加することが難しい状況であったが、テレビ会議を活用した情報交換や、全員に録画記録を配付することで、協議内容を情報共有することができた。

6 今後の展開(継続・発展させていくために)

大学生の指導者としての派遣については、実践を積み重ね成果と課題について検証を行う。

今後、このような取組の成果を他の学校にも周知し、児童生徒の主体的な活動を一層推進するために、大学生の派遣校を増やす予定。

関係機関と連携し、児童生徒や教職員への啓発を図りつつ、インターネットの利用に関する全県的なルールづくり等について検討を進める予定。

7 その他

【ネット問題対策研修会の概要】(平成27年2月3日開催、教職員・保護者等約300人参加)

1 本県の現状と対策について

2 講演及び質疑応答

「スマホ時代に対応した生徒指導・教育相談～ネットやスマホが苦手でも指導に困らない～」

3 学校・家庭における具体的な取組について(情報提供及び意見交換)

- ・ 学校ネットパトロール事業における検索・監視結果からの現状と課題
- ・ 子どもの人生を守るためのフィルタリング活用法
- ・ PTAとの連携について

8 参考資料等

鹿児島県教育委員会ホームページ

ホーム>教育・文化・交流>学校教育>生徒指導>ネット問題対策事業委員会における検証授業について

URL:<http://www.pref.kagoshima.jp/ba04/kyoiku-bunka/school/shidou/net-jugyou.html>